

地方公会計の推進と 公共施設の適正管理について

令和2年7月17日(金)

総務省自治財政局財務調査課

課長 伊藤 正志



総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

目 次

1 はじめに … 2

2 地方公会計の推進について

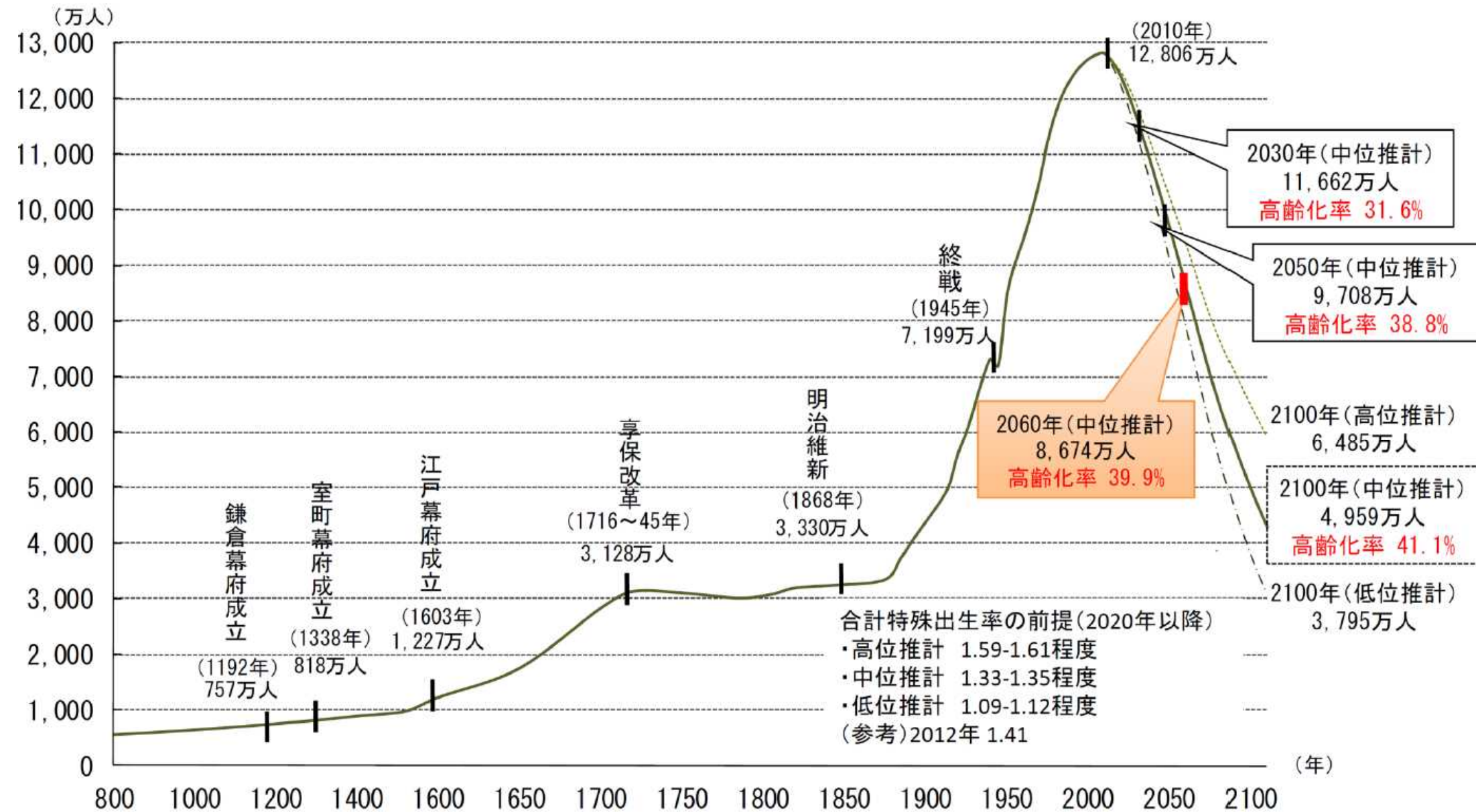
- (1) 地方公会計の意義とこれまでの取組 … 10
- (2) 統一的な基準による財務書類等の概要 … 17
- (3) 地方公会計の活用に向けた取組 … 31

3 公共施設等の適正管理について

- (1) 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の概要等 … 40
- (2) 公共施設等総合管理計画の推進 … 45
- (3) 公共施設等の適正管理の推進に係る財政措置 … 54
- (4) 地方公会計と公共施設の適正管理の推進 … 65

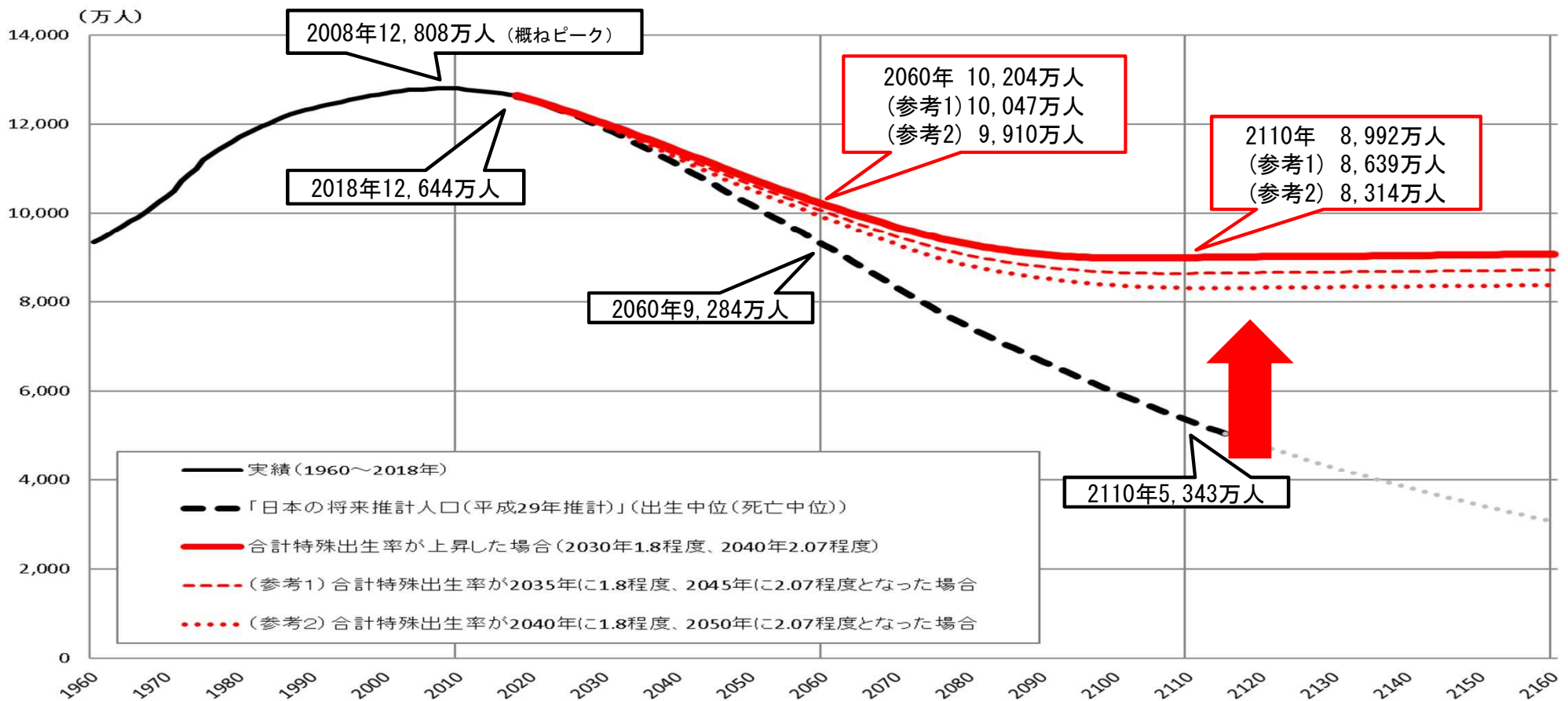
1 はじめに

日本の人口推移



我が国の人口の推移と長期的な見通し〔暫定推計〕

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060年の総人口は約9,300万人（平成26年閣議決定時：約8,700万人）まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2025年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。



- （注1）実績は、総務省統計局「国勢調査」等による（各年10月1日現在の人口）。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」は出生中位（死亡中位）の仮定による。2115～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
- （注2）「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。
- （注3）国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2019」によると、人口置換水準は、2001年から2016年は2.07で推移し、2017年は2.06となっている。
- （注4）総人口の推計においては、2019年4月施行の出入国管理及び難民認定法等の改正（新たな在留資格の創設等）に伴う外国人の増加は考慮していない。

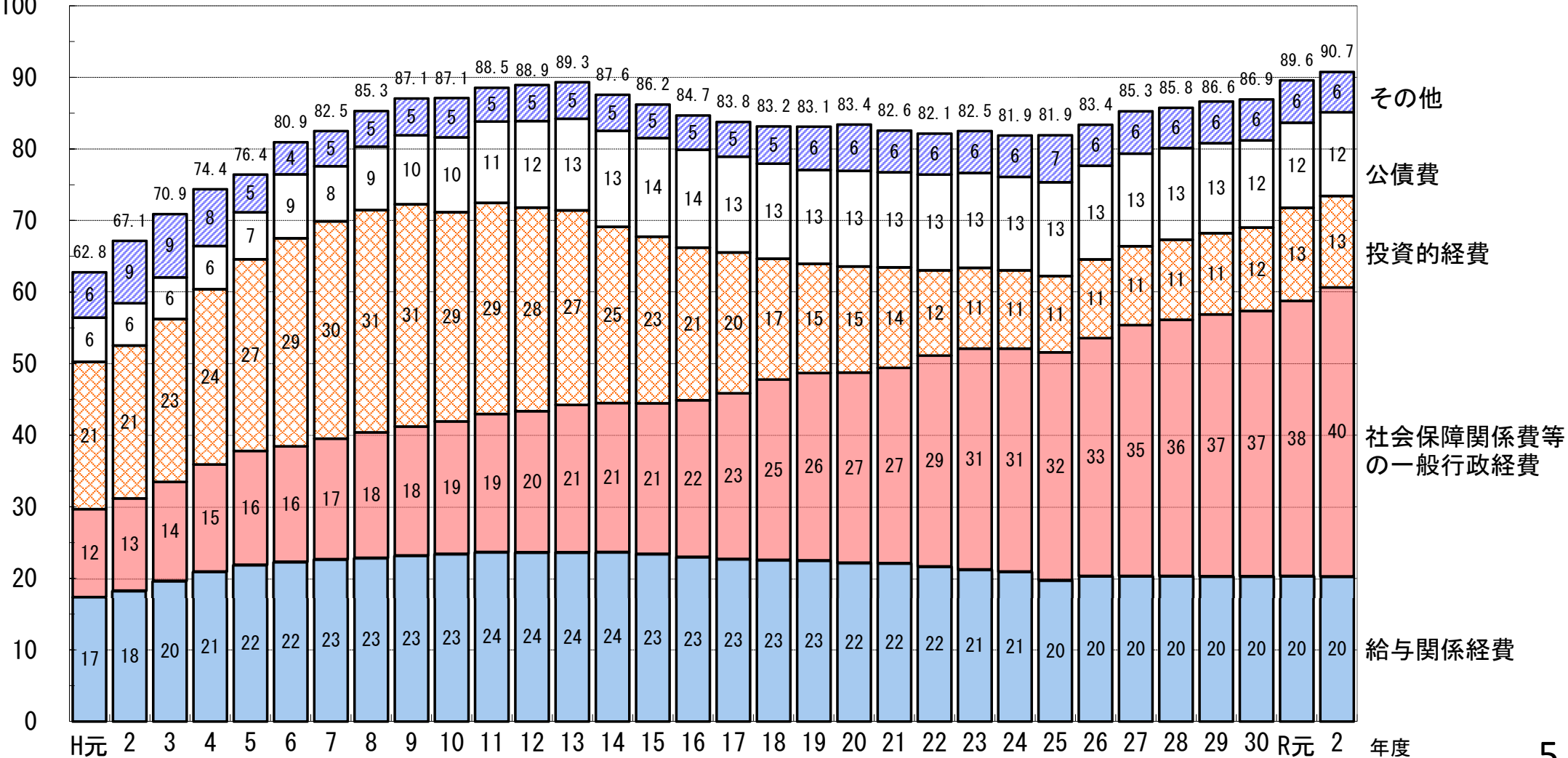
地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少している。

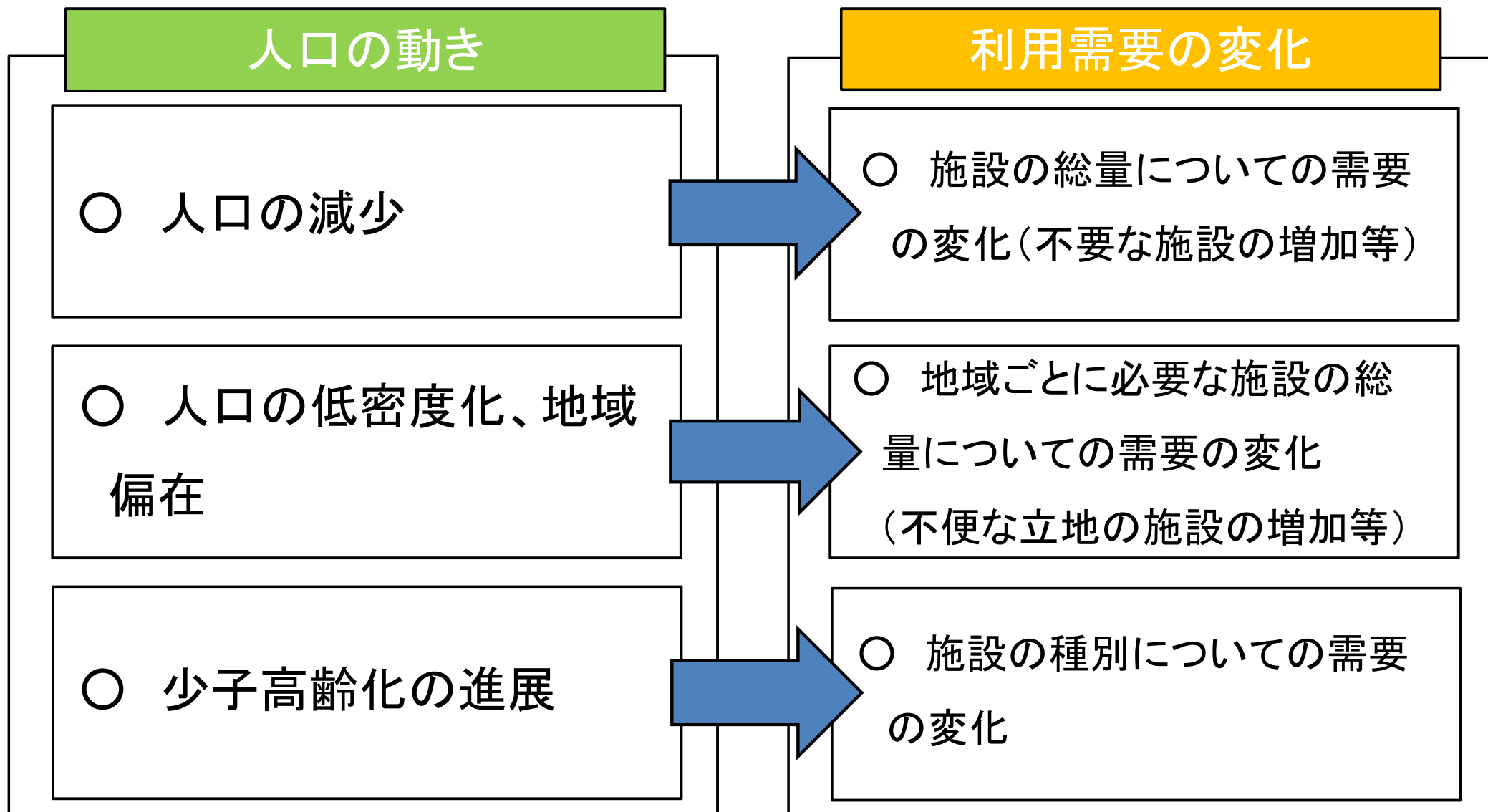
※令和元年度・2年度においては、人づくり革命等に係る事業費の計上により歳出が増加

(兆円)

100



今後考えられる人口の動きから見た公共施設マネジメントの必要性



○ 一方で、地方財政は厳しい状況が続いていることから、公共施設マネジメントのための財源にも課題がある。

公共施設マネジメントの必要性①

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

国土交通省公表資料

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

＜建設後50年以上経過する社会資本の割合＞

	2018年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋 [約73万橋 ^{注1)} (橋長2m以上の橋)]	約25%	約39%	約63%
トンネル [約1万1千本 ^{注2)}	約20%	約27%	約42%
河川管理施設(水門等) [約1万施設 ^{注3)}	約32%	約42%	約62%
下水道管きよ [総延長:約47万km ^{注4)}	約4%	約8%	約21%
港湾岸壁 [約5千施設 ^{注5)} (水深-4.5m以深)]	約17%	約32%	約58%

注1) 道路橋約73万橋のうち、建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

注2) トンネル約1万1千本のうち、建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)(2017年度集計)

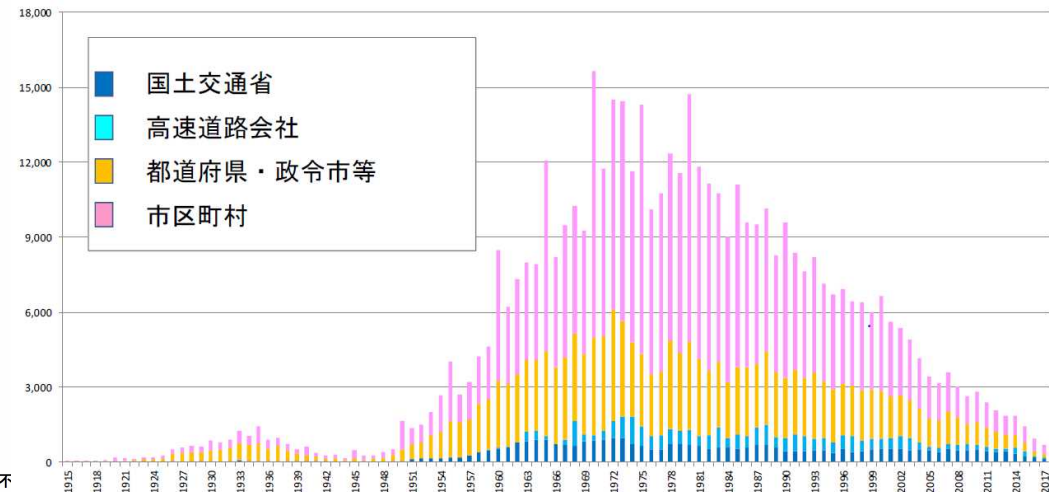
注4) 建設年度が不明な約2万kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)(2017年度集計)

注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

国土交通省公表資料

道路(橋梁)の現状

○建設年度別橋梁数



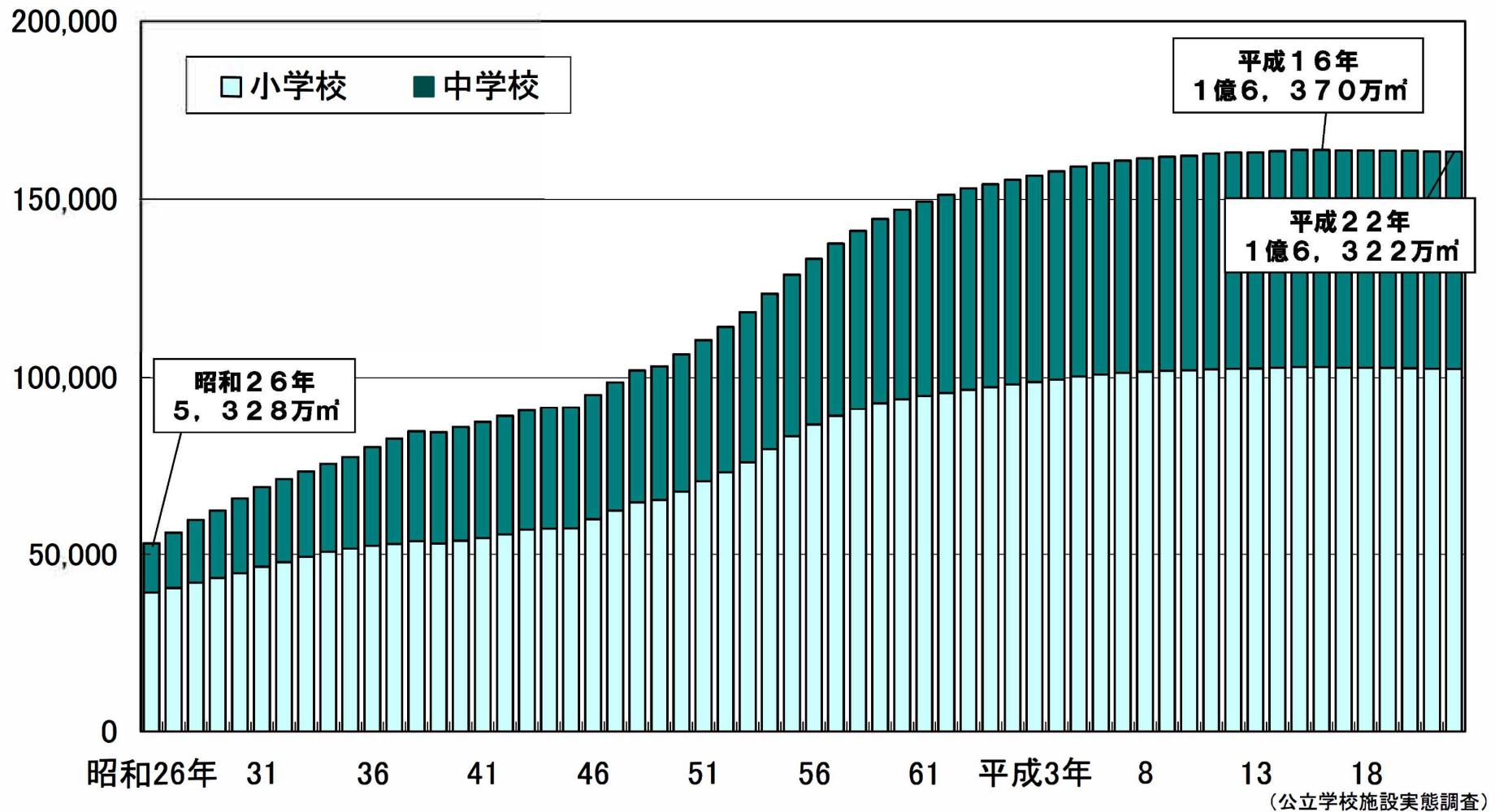
※この他に建設年度不明橋梁約23万橋

公共施設マネジメントの必要性②

文部科学省公表資料

戦後、児童生徒の増加に伴い保有面積は増加してきたが、
近年は横ばいからやや減少傾向に

保有面積
(単位: 千 m^2)



まとめ

- 人口の減少
- 人口の低密度化・地域偏在の進行
- 少子高齢化の進展

- 過去に建設された公共施設等の更新時期が一斉に到来
- 一方で、社会保障関係費の増加により、投資的経費は抑制傾向

- 市町村合併後の施設のあり方

- 長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施する必要

(公共施設等総合管理計画等の策定)

- 更新・統廃合・長寿命化等の対応策を検討するには、保有する資産の状況把握が必要

(地方公会計の出番)

- 資産・負債(ストック)の全体の状況把握が可能となる固定資産台帳(統一的な基準による地方公会計)の活用が有効。当該データを活用して、公共施設等マネジメントに繋げる。
- 加えて、財務書類等の整備・開示により、住民・議会などへの説明責任をより適切に果たすことにも繋がる。

2 地方公会計の推進について

(1) 地方公会計の意義とこれまでの取組

官庁会計と企業会計について

現金主義会計

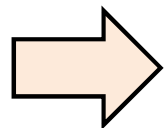
現金の収支に着目した会計処理原則(官庁会計)

- 現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資する
- × 現金支出を伴わないコスト(減価償却費、退職手当引当金等)の把握ができない

発生主義会計

経済事象の発生に着目した会計処理原則(企業会計)

- 現金支出を伴わないコスト(減価償却費、退職手当引当金等)の把握ができる
- × 投資損失引当金といった主観的な見積りによる会計処理が含まれる



✓ 「現金主義会計」に加えて「発生主義会計」を採り入れることで、減価償却費、退職手当引当金等のコスト情報が「見える化」

単式簿記

経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う簿記の手法(官庁会計)

複式簿記

経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う簿記の手法(企業会計)

(例)現金100万円で車を1台購入した場合

＜単式簿記＞現金支出100万円を記帳するのみ

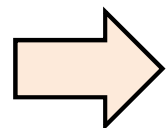
＜複式簿記＞現金支出とともに資産増を記帳

資産の増加

資産の減少

(借方)車両100万円

(貸方)現金100万円



✓ 「単式簿記」に加えて「複式簿記」を取り入れることで、資産等のストック情報が見える化

地方公会計の意義

1. 目的

① 説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

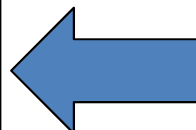
2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完



発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書

企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書



3. 財務書類整備の効果

① 資産・負債(ストック)の総体の一覽的把握

資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

② 発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示

③ 公共施設マネジメント等への活用

固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（大臣通知）

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年 1 月23日 総務大臣通知（総財務第14号））

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組まれてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年 5 月23日付総務大臣通知総財務第102号）のとおり、平成26年 4 月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成27年 1 月23日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講じることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

統一的な基準による財務書類等の作成状況

- 令和2年3月末時点で、平成30年度末時点の状況を反映した固定資産台帳については全団体の83.1%にあたる1,485団体が整備(更新)済み。
- 令和2年3月末時点で、平成30年度決算に係る財務書類については全団体の80.4%にあたる1,438団体が作成済み。

【平成30年度末時点の状況を反映した固定資産台帳の整備(更新)状況】(令和2年3月31日時点)

(単位:団体)

整備(更新)状況	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市除く 市区町村	合計
整備(更新)済み	43 (91.5%)	1,442 (82.8%)	19 (95.0%)	1,423 (82.7%)	1,485 (83.1%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

【平成30年度決算に係る一般会計等財務書類(財務4表)の作成状況】(令和2年3月31日時点)

(単位:団体)

作成状況	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市除く 市区町村	合計
作成済み	42 (89.4%)	1,396 (80.2%)	19 (95.0%)	1,377 (80.0%)	1,438 (80.4%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

【参考】平成30年度決算に係る財務書類等の整備状況（都道府県別）（R2. 3. 31時点）

○都道府県

団体名	固定資産台帳	一般会計等財務書類 (財務4表)
	整備済み	作成済み
北海道	○	○
青森県	○	○
岩手県	○	○
宮城県	○	○
秋田県	○	○
山形県	○	○
福島県	○	○
茨城県	○	○
栃木県	○	○
群馬県	○	○
埼玉県	○	
千葉県	○	
東京都	○	○
神奈川県	○	○
新潟県	○	○
富山県		
石川県	○	○
福井県	○	○
山梨県	○	○
長野県	○	○
岐阜県	○	○
静岡県	○	○
愛知県	○	○
三重県	○	○
滋賀県	○	○
京都府	○	○
大阪府	○	○
兵庫県	○	○
奈良県		○
和歌山県	○	○
鳥取県	○	○
島根県	○	○
岡山県	○	○
広島県	○	○
山口県	○	○
徳島県	○	○
香川県	○	○
愛媛県	○	○
高知県		
福岡県	○	○
佐賀県		
長崎県	○	○
熊本県	○	○
大分県	○	○
宮崎県	○	○
鹿児島県	○	○
沖縄県	○	○
合計	43	42

○政令指定都市

団体名	固定資産台帳	一般会計等財務書類 (財務4表)
	整備済み	作成済み
札幌市	○	○
仙台市	○	○
さいたま市	○	○
千葉市	○	○
横浜市	○	○
川崎市	○	○
相模原市	○	○
新潟市	○	○
静岡市	○	○
浜松市	○	○
名古屋市	○	○
京都市	○	○
大阪市	○	○
堺市		
神戸市	○	○
岡山市	○	○
広島市	○	○
北九州市	○	○
福岡市	○	○
熊本市	○	○
合計	19	19

○政令指定都市を除く市区町村

団体名	団体数	固定資産台帳		一般会計等財務書類 (財務4表)	
		整備済み		作成済み	
北海道	178	111	(62.4%)	114	(64.0%)
青森県	40	27	(67.5%)	25	(62.5%)
岩手県	33	26	(78.8%)	20	(60.6%)
宮城県	34	18	(52.9%)	23	(67.6%)
秋田県	25	19	(76.0%)	21	(84.0%)
山形県	35	29	(82.9%)	29	(82.9%)
福島県	59	40	(67.8%)	36	(61.0%)
茨城県	44	38	(86.4%)	37	(84.1%)
栃木県	25	19	(76.0%)	13	(52.0%)
群馬県	35	30	(85.7%)	27	(77.1%)
埼玉県	62	57	(91.9%)	54	(87.1%)
千葉県	53	44	(83.0%)	39	(73.6%)
東京都	62	55	(88.7%)	54	(87.1%)
神奈川県	30	25	(83.3%)	26	(86.7%)
新潟県	29	23	(79.3%)	20	(69.0%)
富山県	15	11	(73.3%)	10	(66.7%)
石川県	19	14	(73.7%)	15	(78.9%)
福井県	17	12	(70.6%)	13	(76.5%)
山梨県	27	23	(85.2%)	20	(74.1%)
長野県	77	76	(98.7%)	76	(98.7%)
岐阜県	42	40	(95.2%)	38	(90.5%)
静岡県	33	30	(90.9%)	28	(84.8%)
愛知県	53	45	(84.9%)	46	(86.8%)
三重県	29	25	(86.2%)	25	(86.2%)
滋賀県	19	18	(94.7%)	18	(94.7%)
京都府	25	19	(76.0%)	17	(68.0%)
大阪府	41	29	(70.7%)	25	(61.0%)
兵庫県	40	34	(85.0%)	31	(77.5%)
奈良県	39	34	(87.2%)	32	(82.1%)
和歌山県	30	26	(86.7%)	27	(90.0%)
鳥取県	19	15	(78.9%)	14	(73.7%)
島根県	19	18	(94.7%)	16	(84.2%)
岡山県	26	19	(73.1%)	20	(76.9%)
広島県	22	19	(86.4%)	18	(81.8%)
山口県	19	17	(89.5%)	17	(89.5%)
徳島県	24	24	(100.0%)	23	(95.8%)
香川県	17	17	(100.0%)	16	(94.1%)
愛媛県	20	16	(80.0%)	17	(85.0%)
高知県	34	34	(100.0%)	34	(100.0%)
福岡県	58	49	(84.5%)	49	(84.5%)
佐賀県	20	19	(95.0%)	18	(90.0%)
長崎県	21	16	(76.2%)	14	(66.7%)
熊本県	44	40	(90.9%)	41	(93.2%)
大分県	18	18	(100.0%)	18	(100.0%)
宮崎県	26	26	(100.0%)	25	(96.2%)
鹿児島県	43	42	(97.7%)	39	(90.7%)
沖縄県	41	37	(90.2%)	39	(95.1%)
合計	1,721	1,423	(82.7%)	1,377	(80.0%)

統一的な基準による地方公会計の整備及び活用に係る支援

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析を始めとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表した（平成28年5月改訂）。「地方公会計の推進に関する研究会」報告書等を踏まえ、マニュアルを改訂（令和元年8月改訂）。

2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアについて、平成27年度から令和3年度まで地方公共団体に提供（平成31年4月からは有償にて提供。）。

3. 財政支援

地方公会計システムの運用に係る経費について普通交付税措置。

専門家の招へい・職員研修に要する経費について特別交付税措置。（※措置率1/2（財政力補正あり））

4. 人材育成支援

自治大学校、市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施。

専門家の招へい・職員研修等を実施する際に活用可能な専門人材（地方公共団体職員等）のリストを総務省ホームページにて公表（予定）。

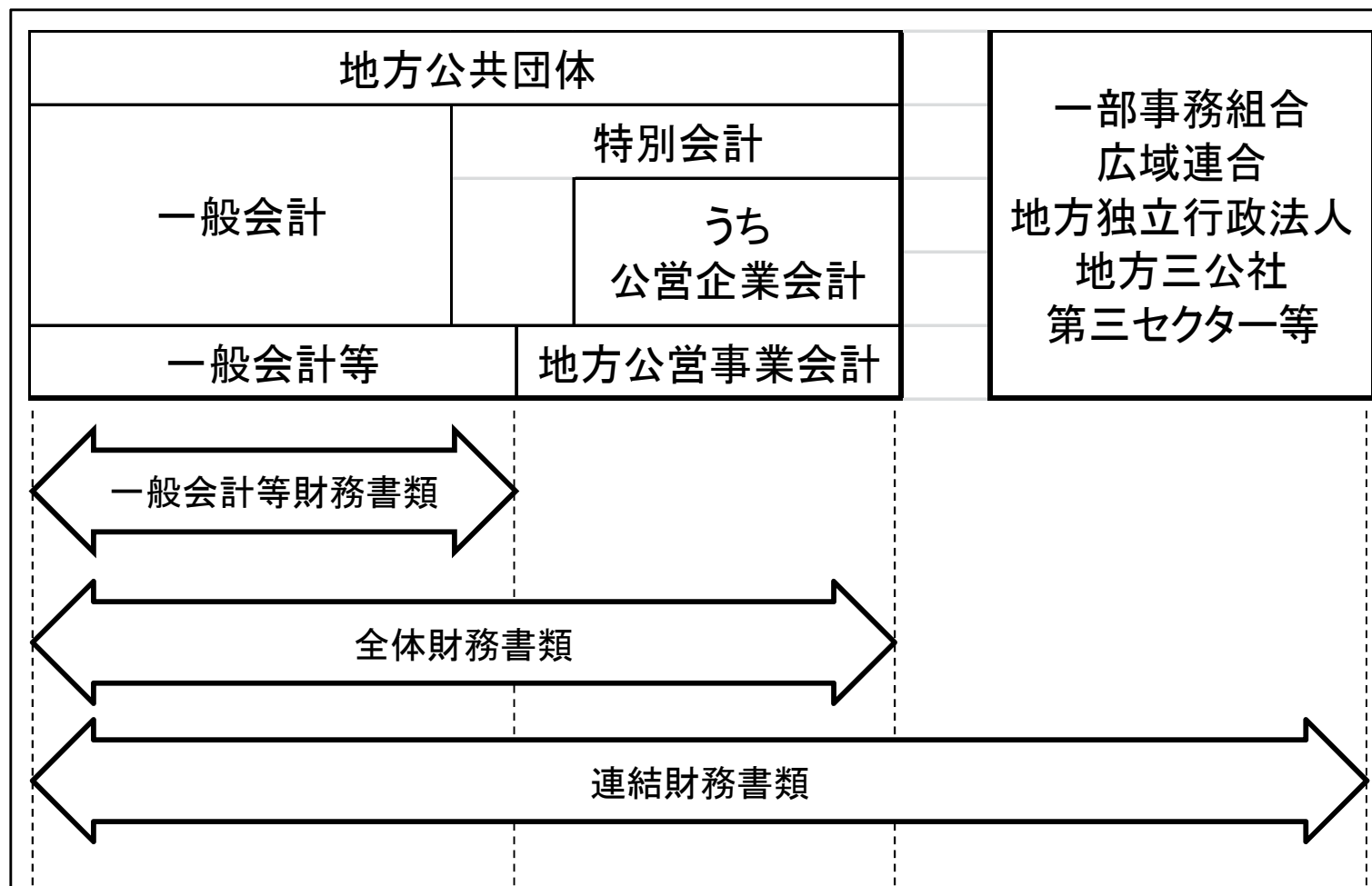
(2) 統一的な基準による財務書類等の概要

財務書類作成の範囲

統一的な基準が対象とする作成主体は、都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合です。

地方公共団体は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等を基礎として財務書類（財務4表とこれらに関連する事項の附属明細書、注記）を作成します。

また、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類を作成します。



公会計と企業会計の違い

公会計における財務書類は、国、地方公共団体ともに企業会計の手法を用いつつ、独自の財政活動の特性を踏まえた工夫を行っています。その具体的な点は次のとおりです。

1. 国及び地方公共団体の財政活動は、強制的に徴収された税金等を財源として配分することにより、利益の獲得を目的としていないことから、企業と同様に損益計算を行うことは適当ではなく、そのため損益計算書は作成していません。
一方で、フローの情報として国及び地方公共団体の財政活動の結果として発生したコスト（費用）を明らかにする行政コスト計算書（※1）を作成することとしています。
2. 国及び地方公共団体の資産及び負債の増減を要因別に明らかにする純資産変動計算書（※2）を作成しています。なお、純資産変動計算書では、行政コストと財源とを対比してみることが可能となっています。
3. 国及び地方公共団体の資産及び負債には、取得や保有の時期・形態が様々であるほか、資産として管理されているものの中には、これまで価額を把握していなかったものが多数あります。しかし、それが国及び地方公共団体の所有となる資産であって、サービス提供能力及び将来の経済的便益が存在する場合においては、一般的な売買市場がない場合であっても、貸借対照表に計上しています。
4. 貸借対照表の資産と負債の差額は、企業では資本として取り扱われますが、国及び地方公共団体の場合、資本は存在しません。
5. 公会計には出納整理期間が存在するため、貸借対照表に計上されている現金及び預金の金額は、年度末時点の実際保有残高に、出納整理期間における現金及び預金の出納を加減した金額となっています。

※1 国の財務書類では「業務費用計算書」としています。

※2 国の財務書類では「資産・負債差額増減計算書」としています。

（『「国の財務書類」ガイドブック 平成31年1月 財務省主計局』より作成）

財務 4 表の体系

地方公会計の財務書類の体系は、

1. 会計年度末における資産及び負債の状況を明らかにする「貸借対照表」
2. 業務実施に伴い発生した費用を明らかにする「行政コスト計算書」
3. 貸借対照表の純資産の変動要因を明らかにする「純資産変動計算書」
4. 資金の流れを区分別に明らかにする「資金収支計算書」

の財務 4 表とこれらに関連する事項の附属明細書、注記となっています。

なお、下図の矢印は財務書類 4 表の相互関係を示しています。

【貸借対照表】			
科目	金額	科目	金額
固定資産	25,177	固定負債	5,197
有形固定資産	23,134	地方債	4,332
事業用資産	7,561	その他	865
土地	1,924	流動負債	670
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670
減価償却累計額	△ 5,637	負債合計	5,867
インフラ資産	15,573		
土地	2,781	固定資産等形成	25,185
建物等	25,584	余剰分(不足分)	△ 5,509
減価償却累計額	△ 12,792		
投資その他の資産	2,043		
基金等	2,043		
流動資産	366		
現金預金	152		
その他	214	純資産合計	19,676
資産合計	25,543	負債及び純資産合計	25,543

【行政コスト計算書】	
科目	金額
1. 経常費用	3,996
業務費用	2,757
人件費	965
減価償却費	897
その他	895
移転費用	1,239
2. 経常収益	175
使用料及び手数料等	175
3. 純経常行政コスト(1-2)	3,821
4. 臨時損失	-
資産除売却損等	-
5. 臨時損失	-
資産売却益等	-
6. 純行政コスト(3+4+5)	3,821

【純資産変動計算書】			
科目	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)
1. 前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
2. 純行政コスト(△)	△ 3,821		△ 3,821
3. 財源	4,244		4,244
税収等	3,465		3,465
国県等補助金	779		779
4. 本年度差額(2+3)	423		423
5. 固定資産等の変動(内部変動)			
有形固定資産等の増加		221	△ 221
有形固定資産等の減少		756	△ 756
貸付金・基金等の増加		△ 897	897
貸付金・基金等の減少		519	△ 519
貸付金・基金等の減少		△ 157	157
6. 資産評価差額	-	-	-
7. 無償所管換	-	-	-
8. その他	-	-	-
9. 本年度純資産変動額(4~8の合計)	423	221	202
10. 本年度末純資産残高(1+9)	19,676	25,185	△ 5,509

【資金収支計算書】	
科目	金額
【業務活動収支】	
支出合計	3,038
収入合計	4,442
業務活動収支①	1,404
【投資活動収支】	
支出合計	1,221
収入合計	156
投資活動収支②	△ 1,065
【財政活動収支】	
支出合計	928
収入合計	607
財政活動収支③	△ 321
本年度資金収支額④(①+②+③)	18
前年度末資金残高⑤	134
本年度末資金残高⑥(④+⑤)	152

【附属明細書】

- ・資産項目の明細
(有形固定資産の明細、投資及び出資金の明細等)
- ・負債項目の明細
(地方債の明細等)
- ・補助金等の明細 等

【注記】

- ・重要な会計方針、重要な後発事象等を記載

(注) 「行政コスト計算書」と「純資産変動計算書」を結合して3表の場合もあります。

財務 4 表の見方（貸借対照表）

- 貸借対照表は、会計年度末時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのかと（資産保有状況）、その資産がどのような財源でまかなわれているのかを（財源調達状況）対照表で示したものです。貸借対照表により、基準日時点における地方公共団体の資産・負債・純資産といったストック項目の残高が明らかにされます。
- 「資産」は、①資金流入をもたらすもの、②行政サービス提供能力を有するものに整理されます。
- 「負債」とは、将来、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものであり、地方債がその主たる項目です。
- 「純資産」は、資産と負債の差額ですが、民間企業のように資本の獲得等に関する取引の結果ではありません。

行政サービスを提供するための
公共施設等の固定資産や将来、
行政サービスに使用する現金等
の資産

<着目する主な項目>【資産の部】

- 有形固定資産・減価償却累計額
 - ・資産の経年の程度を把握
- 建設仮勘定
 - ・供用開始していない資産の存在を把握
- 投資及び出資金・投資損失引当金
 - ・引当金の金額が△の場合、業績がよくない三セク等があることを表示
- 長期延滞債権・未収金・徴収不能引当金
 - ・税金等の未納があることを表示
 - ・回収が見込めないと推計された金額を徴収不能引当金に計上
- 基金
 - ・用途を明確に定めて積み立てられているものと、年度間の財源の不均衡を調整するもの（財政調整基金）が存在

貸借対照表
(平成28年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	101,645	固定負債	39,269
有形固定資産	93,358	地方債	35,141
事業用資産	62,233	長期未払金	0
土地	37,473	退職手当引当金	3,618
建物	59,313	その他	510
建物減価償却累計額	△ 35,323	流動負債	4,141
工作物	813	1年内償還予定地方債	3,478
工作物減価償却累計額	△ 74	未払金	0
建設仮勘定	31	前受金	13
インフラ資産	30,405	賞与等引当金	338
土地	23,104	預り金	105
建物	1,099	その他	207
建物減価償却累計額	△ 440	負債合計	43,410
工作物	28,981		
工作物減価償却累計額	△ 22,509	【純資産の部】	
建設仮勘定	170	固定資産等形成分	111,413
物品	2,150	余剰分(不足分)	△ 41,474
物品減価償却累計額	△ 1,430		
無形固定資産	0		
ソフトウェア	0		
その他	0		
投資その他の資産	8,287		
投資及び出資金	496		
有価証券	45		
出資金	451		
投資損失引当金	0		
長期延滞債権	751		
長期貸付金	7		
基金	7,093		
減価基金	0		
その他	7,093		
徴収不能引当金	△ 60		
流動資産	11,704		
現金預金	1,134		
未収金	234		
短期貸付金	2		
基金	10,360		
財政調整基金	8,579		
減価基金	1,781		
徴収不能引当金	△ 26		
資産合計	113,349	純資産合計	69,939
		負債及び純資産合計	113,349

地方債など、将来世代の負担

【着目する主な項目】(負債の部)

- 地方債・1年内償還予定地方債
 - ・次年度以降に償還予定の地方債残高を把握
 - ・臨時財政対策債など、固定資産の取得財源ではない特例的地方債の存在に留意
- 退職手当引当金
 - ・年度末に職員全員が退職したと仮定した場合に必要な退職手当額を把握

過去又は現世代の負担

- ・固定資産等形成分: 資産形成のために充当した資源の蓄積
- ・余剰分(不足分): 消費可能な資源の蓄積

【着目する主な項目】(純資産の部)

- 余剰分(不足分)
 - ・純資産のうち、金銭等の形態で保有している部分。なお、一般的に△表記

貸借対照表の見方の留意点

地方公共団体の貸借対照表の資産、負債については、地方公共団体特有の制度の影響により、次のとおり、アンバランスに計上されることがあります。したがって、分析に当たっては、これらの影響を加味して行う必要があります。特に、将来世代と過去・現世代のバランスを評価するに当たっては、これらの影響を反映した上で行うことが求められます。

1 地方公共団体の管理対象であるが所有をしていないインフラ資産（建物・工作物等）の存在

都道府県管理の国道や一級河川等については、都道府県が建設費や維持費を負担しているが、資産そのものは国に帰属しているため、地方公共団体の貸借対照表においては、整備に要した経費に充てた地方債等は負債に計上する一方で、資産には計上されない。しかし、現実には当該都道府県に存在し、広く県民が将来の経済的便益を享受するものであることから、実質的には都道府県の資産とみなすこともできるものである。

（注）注記には、該当金額が記載されている。

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	4,000,000	固定負債	4,400,000
有形固定資産	2,000,000	地方債	4,000,000
事業用資産	1,800,000	臨時財政対策債等	3,000,000
（略）		その他	1,000,000
インフラ資産	1,900,000	（略）	
土地	1,000,000	流動負債	500,000
（略）		1年以内償還予定地方債	390,000
流動資産	1,000,000	臨時財政対策債等	290,000
現金預金	800,000	その他	100,000
（略）		（略）	
		負債合計	4,900,000
		【純資産の部】	
		純資産合計	100,000
資産合計	5,000,000	負債及び純資産合計	5,000,000

3 昭和59年度以前に取得された又は取得価額が不明なものの存在

道路敷地等のうち、昭和59年度以前に取得された又は取得価額が不明なものについては、統一的な基準に基づき備忘価額1円で評価しているため、実際より低い資産計上となっているものがある。

2 地方交付税の代替措置である臨時財政対策債、その他地方交付税措置のある地方債の存在

地方交付税の不足を補うために発行される地方債である臨時財政対策債の残高は、元利償還金相当額が将来、地方交付税で措置されることがとされている。また、その他にも、元利償還金の一部又は全部が将来の交付税の基準財政需要額に算入される地方債も存在するが、交付団体であり続ける限り、いずれも実質的には資金流出がもたらされないものである。

（注）注記に該当金額が記載されている。

地方公共団体特有の制度の影響を加味するため、注記に記載された該当金額を反映させて分析を行うことが必要

財務 4 表の見方（行政コスト計算書）

- 行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を対比させた財務書類です。
- 経常的な費用と収益の差額によって、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について税込等でまかなうべき行政コスト（純経常行政コスト）が明らかにされます。

行政コスト計算書

自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日

(単位: 百万円)

科目	金額
経常費用	35,485
業務費用	16,685
人件費	4,981
職員給与費	4,280
賞与等引当金繰入額	338
退職手当引当金繰入額	31
その他	332
物件費等	11,013
物件費	8,644
維持補修費	303
減価償却費	2,034
その他	31
その他の業務費用	690
支払利息	454
徴収不能引当金繰入額	0
その他	236
移転費用	18,800
補助金等	6,255
社会保障給付	8,937
他会計への繰出金	3,559
その他	49
経常収益	1,667
使用料及び手数料	732
その他	934
純経常行政コスト	33,818
臨時損失	20
災害復旧事業費	0
資産除売却損	20
投資損失引当金繰入額	0
その他	0
臨時利益	33
資産売却益	33
その他	0
純行政コスト	33,806

人件費、物件費、移転費用(補助金)などを発生額で計上

経常的に発生する費用から、使用料及び手数料といった受益者負担収益を差し引くことで純経常行政コストを算定

臨時に発生する損失、利益を加味して純行政コスト(税を主とする一般財源等で賄うべきコスト)を算定

＜着目する主な項目＞

○減価償却費※

・行政を執行する立場からは、1年間に消費した固定資産(償却資産)の金額を表す項目であるが、住民の立場から見た場合には、その金額に見合う施設やインフラに関するサービスの提供を受けたことを表示するもの。

※固定資産の価値が減少した分だけ帳簿価額を減少させることを減価償却といい、減価償却に係る費用をいう。

財務 4 表の見方（純資産変動計算書）

- 純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。
- 純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された費用（純行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになります。また、固定資産等の変動により、純資産の変動要因が分かります。

純資産変動計算書

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

(単位: 百万円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足)
前年度末純資産残高	67,508	110,309	△ 42,801
純行政コスト(△)	△ 33,806		△ 33,806
財源	36,140		36,140
税収等	25,784		25,784
国県等補助金	10,356		10,356
本年度差額	2,334		2,334
固定資産等の変動(内部変動)		926	△ 926
有形固定資産等の増加		2,515	△ 2,515
有形固定資産等の減少		△ 2,528	2,528
貸付金・基金等の増加		1,226	△ 1,226
貸付金・基金等の減少		△ 287	287
資産評価差額	△ 18	△ 18	
無償所管換等	115	115	
本年度純資産変動額	2,431	1,023	1,408
本年度末純資産残高	69,939	111,413	△ 41,474

純行政コストの金額に対して、税収及び国の補助金等受入の金額がどの程度あるかを見ることにより、受益者負担以外の財源によりどの程度賄われているかを把握

< 着目する主な項目 >

○本年度差額

- ・発生主義ベースでの収支均衡が図られているかを表す項目。
- ・プラスであれば、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を貯蓄したことを意味する一方、マイナスであれば、将来世代が利用可能な資源を現世代が消費して便益を享受していることを表示。

財務 4 表の見方（資金収支計算書）

- 資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。
- 現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。

資金収支計算書

自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日

(単位: 百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	33,737
業務費用支出	14,937
人件費支出	5,340
物件費等支出	8,982
支払利息支出	454
その他の支出	161
移転費用支出	18,800
補助金等支出	6,255
社会保障給付支出	8,937
他会計への繰出支出	3,559
その他の支出	49
業務収入	37,688
税収等収入	26,054
国県等補助金収入	10,004
使用料及び手数料収入	735
その他の収入	896
臨時支出	0
災害復旧事業費支出	0
その他の支出	0
臨時収入	0
業務活動収支	3,951
【投資活動収支】	
投資活動支出	3,236
公共施設等整備費支出	2,015
基金積立金支出	925
投資及び出資金支出	296
貸付金支出	0
その他の支出	0
投資活動収入	688
国県等補助金収入	352
基金取崩収入	284
貸付金元金回収収入	3
資産売却収入	49
その他の収入	0
投資活動収支	△ 2,547
【財務活動収支】	
財務活動支出	3,472
地方債償還支出	3,243
その他の支出	229
財務活動収入	2,341
地方債発行収入	2,341
その他の収入	0
財務活動収支	△ 1,131
本年度資金収支額	272
前年度末資金残高	757
本年度末資金残高	1,029

経常的な活動に関する収支を集計
支出…人件費、旅費、需用費、
補助金、扶助費等
収入…税収、補助金収入、使用料・
手数料等

投資的な活動に関する収支を集計
支出…公共事業や施設整備等、
基金積立、貸付金等
収入…補助金収入、基金取崩、
貸付金回収等

財務的な活動に関する収支を集計
支出…地方債償還等
収入…地方債発行等

資金収支計算書の各活動収支を用いた分析例

業務 活動	投資 活動	財務 活動	＜考えられる理由(あくまで一例)＞
+	+	+	→ 集めた資金を使っていない。非現実的。
+	+	-	→ 活動全般を抑制し、借金の返済を優先している。
+	-	+	→ 借入も行い、大規模なインフラ整備を図っている。
+	-	-	→ 税収等に余裕があり、借金の返済もできている。
-	+	+	→ 収入の不足分を投資抑制や借金で埋めている。
-	+	-	→ 税収が不足しているが、投資抑制で借金返済。
-	-	+	→ 業務活動とインフラ整備の資金を借金に依存。
-	-	-	→ 資金が枯渇している。非現実的。

※「新公会計シンポジウム2017」(主催:新公会計制度普及促進連絡会議)大塚成男
千葉大学大学院教授 基調講演資料より抜粋し、加工

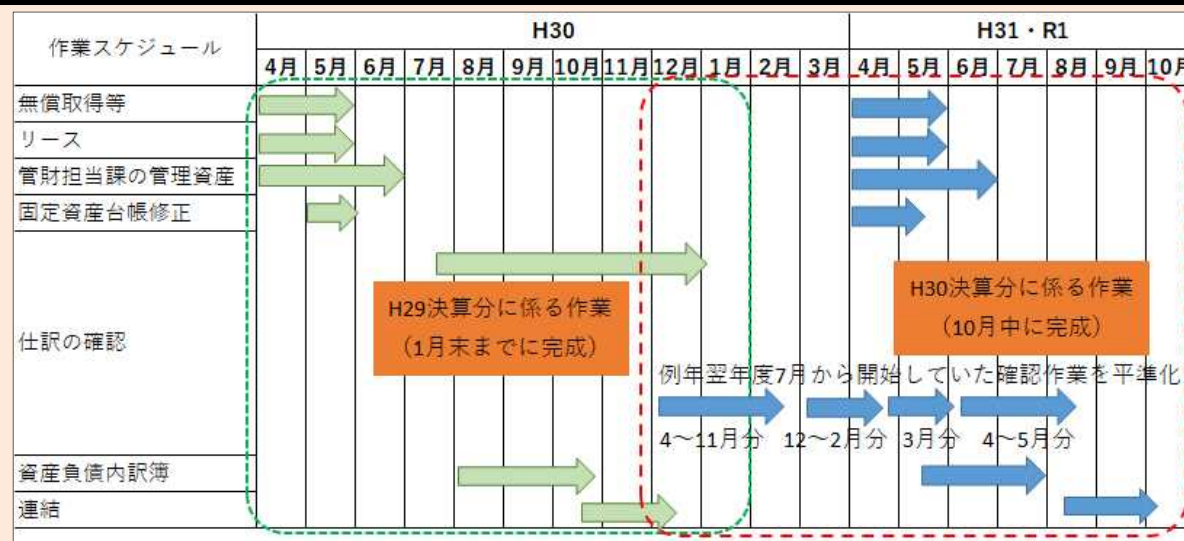
仕訳作業の分散化・早期化の取組（茨城県土浦市）

事例概要

- 財務書類等の活用にあたっては早期作成が必須と考え、これまで行っていた仕訳等の作業スケジュールを抜本的に見直して、前倒し・平準化することで、財務書類等の作成が早期化され、結果的に、作業の効率化・負担軽減も実現した。

取組内容

- 仕訳の確認作業について、これまで出納閉鎖後に事業担当課で確認を行っていたが、作業量が多く、財務書類等の作成が遅れていた。
- 従来、対象決算年度の翌年度7月頃からまとめて作業していたものを、平成30年度決算分からは、4～11月分、12～2月分、3月分、出納整理分の4回に分けて、平成30年12月頃から確認作業を開始し、作業の前倒しと平準化を実施。
- なお、最終的な仕訳の確認は委託業者が行っているが、疑義があれば財政課と協議。また、財務書類の納品時には、「統一的な基準による財務書類作成チェックリスト」を活用し、整合性を確認している。
- これにより、平成30年度決算分については、令和元年10月末に財務書類が完成した。



【確認作業の流れ】※①～④の作業を事業担当課及び財政課で実施

①マッチング表	伝票単位で資産か費用か仕訳
②仮勘定台帳の管理	マッチング表から追加、工事完了後に削除
③異動データワークシート	固定資産台帳へ追加する資産単位で記載
④資産配分表	複数の伝票を複数の資産に配分するシート

→ 作業にあたり、毎年説明会を開催し、確認事項を共有している

効果等

- 年間を通じて作業が平準化された。
- 日々の業務に確認作業が組み込まれたことで、伝票内容を覚えているうちに確認作業ができ、担当者の負担軽減や作業時間の短縮に繋がった。
- 伝票作成時から仕訳のことも意識するようになり、作業の効率化が図られた。
- 財務書類の完成時期が、翌年度1月末頃から、翌年度10月末頃に早期化された。

日々仕訳の導入（神奈川県山北町）

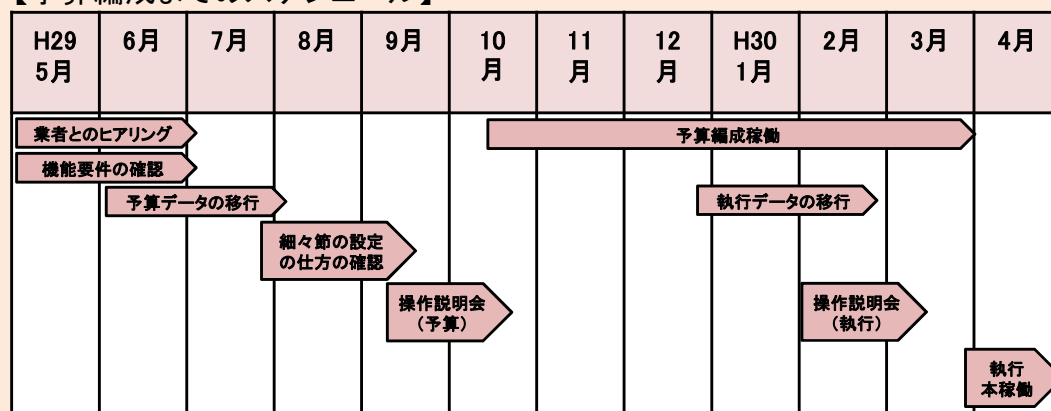
事例概要

- 財務会計システムの更新を契機として、日々仕訳に対応したシステムを導入。導入にあたっては、予算科目の細々節に公会計上の仕訳を登録することで、業務の効率化を図った。

取組内容

- 既存の財務会計システムのリース契約終了（平成29年度末）に伴い、次期財務会計システムを新しく選定する際に、地方公会計の機能も一体となった日々仕訳に対応したシステムを導入。
- 平成30年度予算の編成段階から新システムを稼働させるため、調整作業は、平成29年5月に開始し、10月までに完了。
- 日々仕訳の導入にあたって、あらかじめ予算科目に公会計上の勘定科目を紐付けておくことで、担当課が仕訳の作業を行わずとも、予算執行を行うだけで自動的に仕訳が行われることから、財務会計システムの変更による操作説明会は実施したが、それ以外の説明は実施せずに導入を実現。
- 細々節の設定作業は、従前の予算科目コードデータを抽出し、システム受託業者において公会計上の勘定科目との紐付け案を作成し、財政担当課で確認。特に、1つの節内で資産形成を成すものとそうでないものが混在するケース（委託料など）を確認。

【予算編成までのスケジュール】



【細々節への登録イメージ】

細々節の科目（設定前）		細々節の科目（設定後）	
借上料	資産計上するもの、 費用計上するもの へと分割	借上料（所有権移転）（資産計上） 借上料（所有権移転外）（費用計上）	
改修工事		改修工事（資産計上） 修繕費（費用計上）	

効果等

- 出納閉鎖、決算統計作業の後、速やかに現金取引以外の整理に入ることができ、作業時間が大幅に短縮された。
- 財務会計システムが変更となったこと以外に、担当課として作業に大きな変更がないため、庁内調整に時間をかけず、業務を進めることができている。
- 資産形成における取引については、予算執行の際、固定資産台帳の異動を登録する画面へ自動的に遷移し、資産情報の更新を行わないと予算執行等ができないため、事業担当課に資産を強く意識してもらうことができた。

固定資産台帳の整備・公表について

- 固定資産台帳とは、固定資産をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。
- 固定資産台帳は、財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿ですが、施設別・事業別等のセグメント別の財務情報を合わせて示すこと等により、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも重要であり、民間事業者によるPPP／PFI事業への参入促進にもつながると考えられます。上記の観点等から、固定資産台帳は公表を前提としています。

固定資産台帳の記載項目

原則として「①基本項目」を備えるとともに、各地方自治体の判断により、それぞれの状況に応じて、記載する項目を追加することも可能。
(例：②追加項目)

①基本項目

1	番号	32	増減異動後簿価(期末簿価)
2	枝番	33	会計区分※
3	所在地※	34	予算執行科目
4	所属(部局等)	35	用途
5	勘定科目(種目・種別)	36	事業分類
6	件名(施設名)	37	開始時見積資産
7	リース区分	38	各種属性情報
8	耐用年数分類(構造)	39	売却可能区分
9	耐用年数	40	時価等※
10	取得年月日	41	完全除却済記号
11	供用開始年月日	42	数量(延べ床)面積※
12	取得価額等	43	階数(建物)※
13	所有割合※	44	地目(土地)※
14	増減異動日付	45	稼働年数※
15	増減異動前簿価	46	目的別資産区分※
16	増減異動事由	47	減価償却累計額※
17	今回増加額	48	財産区分(行政財産・普通財産)※
18	有償取得額	49	公有財産台帳番号※
19	無償所管換増分	50	法定台帳番号※
20	その他無償取得分		
21	調査判明増分		
22	振替増額		
23	評価等増額		
24	今回減少額		
25	除売却額		
26	無償所管換減分		
27	その他無償譲渡分		
28	誤記載減少分		
29	振替・分割減額		
30	減価償却額		
31	評価等減額		

②追加項目

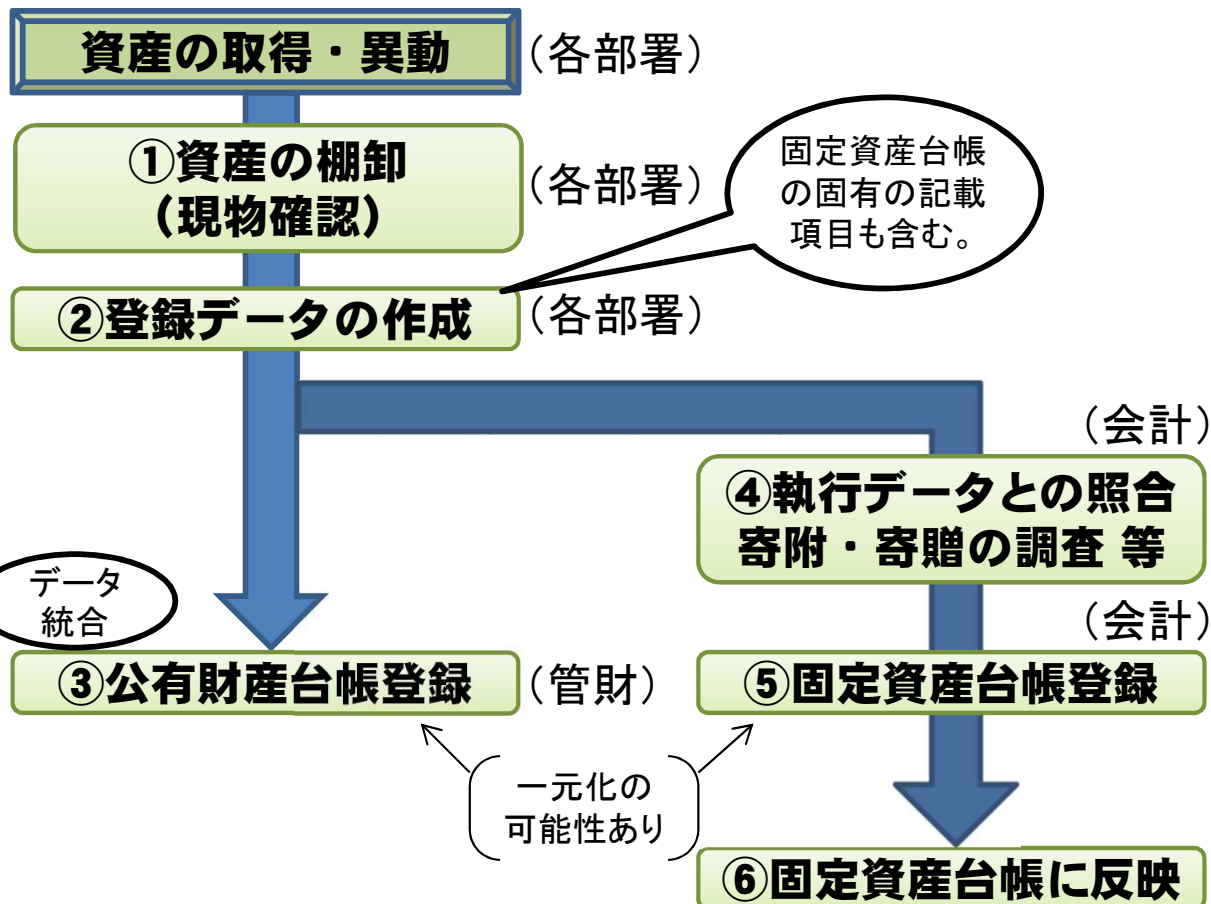
51	取得財源内訳
52	耐震診断状況(建物)※
53	耐震化状況(建物)※
54	長寿命化履歴※
55	複合化状況※
56	利用者数(件数)※
57	稼働率※
58	運営方式※
59	運営時間※
60	職員人数※
61	ランニングコスト※

※印は基準モデル等からの追加

【参考】固定資産台帳管理（毎年）の流れの例

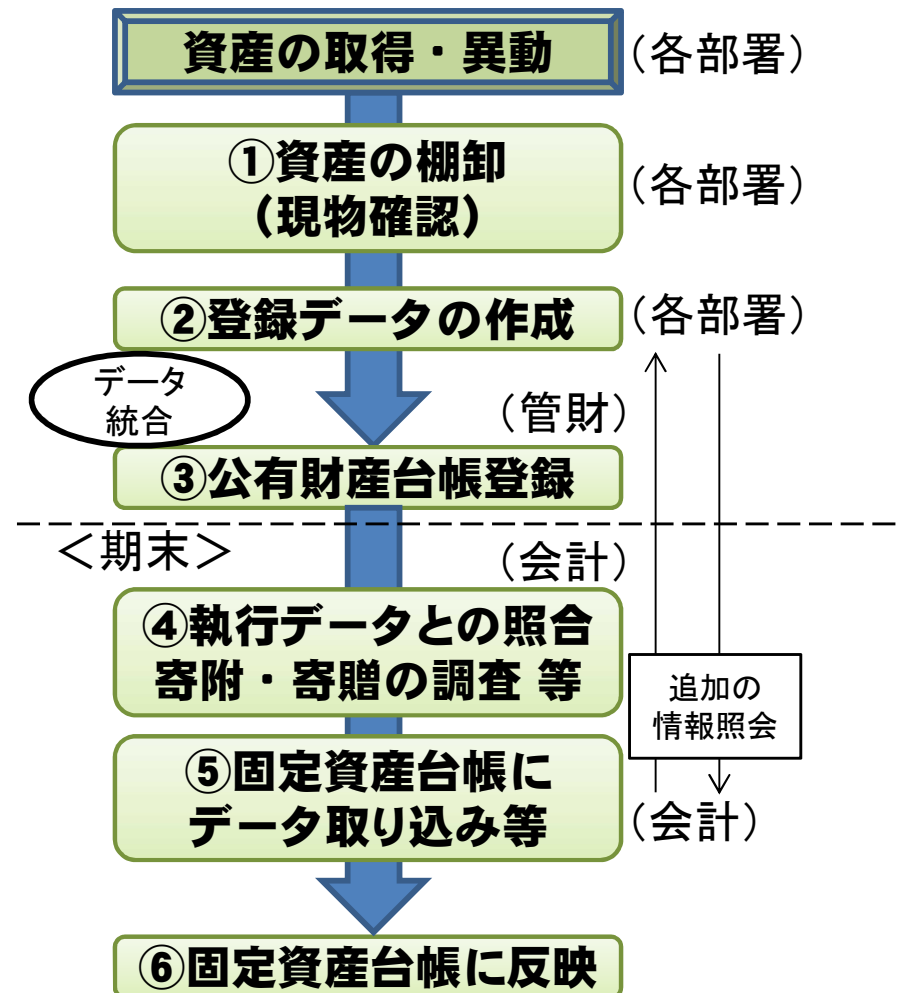
I. 日々仕訳

<随時>



II. 期末一括仕訳

<随時>



※1 新規に取得又は異動した資産以外についても、年1回を基本として固定資産台帳整備・管理担当課が各部署に照会をかけ、年度末の状況を把握する。

※2 期末に、固定資産台帳と貸借対照表の資産残高が一致しているか確認する。

固定資産台帳への登録漏れを防ぐための取組（愛媛県砥部町）

事例概要

- 予算編成の段階から複式簿記の勘定科目に対応するように予算科目を設定することにより、仕訳作業を効率化するとともに、資産形成を伴う支出伝票の決裁時には資産登録伝票の添付を要件化し、固定資産台帳への登録漏れを防ぐ体制を構築。

取組内容

- 予算編成の段階から複式簿記の勘定科目と予算科目が対応するよう、勘定科目に合わせて予算細節・細々節を細分化。
(例) 委託料について、資産形成に繋がるものと、費用計上するもの(資産外)に分類
→ 予算編成段階で資産計上するものの特定が可能に
- 資産形成に繋がる支出伝票には、決裁時に「取得資産登録伝票」を添付することを要件化し、台帳登録が漏れていた場合は支出処理自体を停止する仕組みとすることで、固定資産台帳への登録漏れを防ぐ体制を構築。
- 支出伝票決裁時には、会計課において「取得資産登録伝票」の添付状況を確認し、1ヶ月分をまとめて、管財担当課に回付し、台帳登録内容を確認する。その後、財政担当課で最終確認として、財務会計システム内の仕訳データと固定資産台帳の登録内容が一致していることを確認する。

平成27年度砥部町当初予算書

7 賃 金	1,172	【02-01-05-01 総務課】	22,602
9 旅 費	110	1 庁舎維持管理事業	1,172
11 需用費	14,868	7 賃 金	1,172
12 役務費	2,049	①臨時雇賃金	1,172
13 委託料	6,332	11 需用費	12,276
14 使用料及び賃借料	2,317	①消耗品費	396
15 工事請負費	755	②燃料費	1,321
18 備品購入費	515	⑤光熱水費	6,926
19 負担金補助及び交付金	60	⑥修繕料(資産)	729
27 公課費	103	⑦修繕料(資産外)	2,904
		12 役務費	602
		④手数料(資産外)	602
		13 委託料	6,292
		①委託料(資産)	1,199
		・電話交換設備設計委託料	972
		・議場システム改修委託料	227
		②委託料(資産外)	5,093
		・庁舎設備管理等委託料	3,047
		・庁舎電気工作物保安委託料	778
		・庁舎庭園管理委託料	246
		・庁舎浄化槽管理委託料	353
		・非常用電源設備保守点検委託料	247
		14 使用料及び賃借料	422
		③機器等借上料	990
		⑦放送受信料	857
		15 工事請負費	133
		⑤補修工事費(資産)	755
		・窓口カウンター改修工事	755
		18 備品購入費	515
		①機械備品購入費(資産)	321
		⑦庁用器具購入費(資産外)	194
		3 給食センター改築事業費	192,941
		11 需用費	85
		①消耗品費	85
		13 委託料	42,431
		④建設工事設計監理委託料(資産)	8,411
		・給食センター用地造成工事設計委託料	6,595
		・給食センター水道配水管布設管工事設計委託料	1,816
		⑦建設工事設計監理委託料(建設)	34,020
		・給食センター建築設計監理委託料	34,020
		15 工事請負費	49
		③建設工事費(臨時)	49
		・砥部幼稚園園技木処理工事	49

修繕料でも、資産計上されるものとそうでないもの(資産外)に細節を分けて予算計上。

委託料については、大きく資産と資産外というカテゴリーに分けたうえで、それぞれに該当する細目を設定することにより、資産計上するものを予算の段階で特定。

翌年度の工事に対応する工事設計費などについては、今年度は建設仮勘定に集計する必要があるため、建設仮勘定部分について、分けて予算計上している。

固定資産台帳への登録済の伝票

取得資産登録伝票			
決	算	欄	
平成27年度	資産番号	427051000001	
10	一般会計		
0101012010	総務課		
01020101060100010001	物品		

資産形成となる支出伝票には、必ず資産台帳登録済の伝票も添付し、計上漏れを防ぐようにしています。

臨時も明示

効果等

- 出納閉鎖時(6月1日)において、仕訳の確認と固定資産台帳の更新が概ね完了している状況となるため、出納閉鎖後速やかに作業に入り、9月議会に間に合うように財務4表を完成させることが可能となった。
- 台帳登録済みの伝票がない場合に支出処理自体を停止する仕組みにより、固定資産台帳への登録漏れがなくなった。
- 支出伝票の処理と同時に固定資産台帳への登録作業を行うことにより、台帳登録作業が日々のルーティンワークに溶け込み、公会計の事務に対する職員の負担感を軽減させることに繋がった。

(3) 地方公会計の活用に向けた取組

地方公会計の活用状況

(単位: 団体)

区分	都道府県		市区町村		指定都市		指定都市除く 市区町村		合計
財務書類等の情報を基に、各種指標の分析を行った	20	(42.6%)	912	(52.4%)	16	(80.0%)	896	(52.1%)	932 (52.1%)
施設別・事業別等の行政コスト計算書等の財務書類を作成した	4	(8.5%)	90	(5.2%)	6	(30.0%)	84	(4.9%)	94 (5.3%)
公共施設等総合管理計画または個別施設計画の策定や改訂時に財務書類等の情報を活用した	3	(6.4%)	161	(9.2%)	6	(30.0%)	155	(9.0%)	164 (9.2%)
公共施設の見直し等を行う際の検討材料として、財務書類等の情報を利用し、施設の適正管理に活用した	0	(0.0%)	87	(5.0%)	4	(20.0%)	83	(4.8%)	87 (4.9%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として活用した	9	(19.1%)	218	(12.5%)	7	(35.0%)	211	(12.3%)	227 (12.7%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した	38	(80.9%)	440	(25.3%)	14	(70.0%)	426	(24.8%)	478 (26.7%)
財務書類等の情報を基に、地方債の説明会において財政状況を説明した	11	(23.4%)	11	(0.6%)	8	(40.0%)	3	(0.2%)	22 (1.2%)
上記以外の活用	3	(6.4%)	58	(3.3%)	1	(5.0%)	57	(3.3%)	61 (3.4%)

※ %表示については、1,788団体を分母として計算。

※ 複数回答あり。

「平成30年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より

資産管理への活用が想定される場面

① 公共施設等総合管理計画の改訂、個別施設計画の策定

- ・ 固定資産台帳の情報に基づく公共施設等の更新費用の推計
- ・ 有形固定資産減価償却率等に基づく対策の優先順位の検討
- ・ 施設別のコスト等の分析に基づく再配置・統廃合等の検討 等

② モニタリング

- ・ 施設別財務書類による、個別施設計画に定められた事業の進捗状況の確認 等

③ 財源の確保

- ・ 更新費用の推計、減価償却累計額等を参考にした計画的な財源の確保 等

財務書類等の活用方法

行政内部での活用 ⇒ 人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

財政指標の設定

財務書類に係る各種指標を設定

→ 有形固定資産減価償却率を踏まえた公共施設等マネジメント等

適切な資産管理

マクロ的視点

- 将来の施設更新必要額の推計
 - 施設の更新経費の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化
 - 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

セグメント分析

ミクロ的視点

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

- 予算編成への活用
 - ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討
- 施設の統廃合
 - 施設別コストの分析による統廃合の検討
- 受益者負担の適正化
 - 受益者負担割合による施設使用料の見直し
- 行政評価との連携
 - 利用者1人当たりコスト等を活用して評価

行政外部での活用

情報開示

- 住民への公表や地方議会での活用
 - 財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化

- 地方債IRへの活用
 - 市場関係者に対する説明資料として活用
- PPP／PFIの提案募集
 - 固定資産台帳の公表により民間提案を募集

有形固定資産減価償却率の算定

有形固定資産減価償却率

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能

算定式

$$\begin{array}{l} \text{有形固定資産} \\ \text{減価償却率} \end{array} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

※ 有形固定資産減価償却率は、全体の大まかな傾向を把握するのに有効ですが、この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要です。

財政指標の設定（有形固定資産減価償却率）

【事例】有形固定資産減価償却率の公共施設等マネジメントへの活用（東京都町田市）

背景・目的

- 市全体の有形固定資産減価償却率だけでなく、施設類型別の有形固定資産減価償却率を把握することで、公共施設等のマネジメントに活用する。

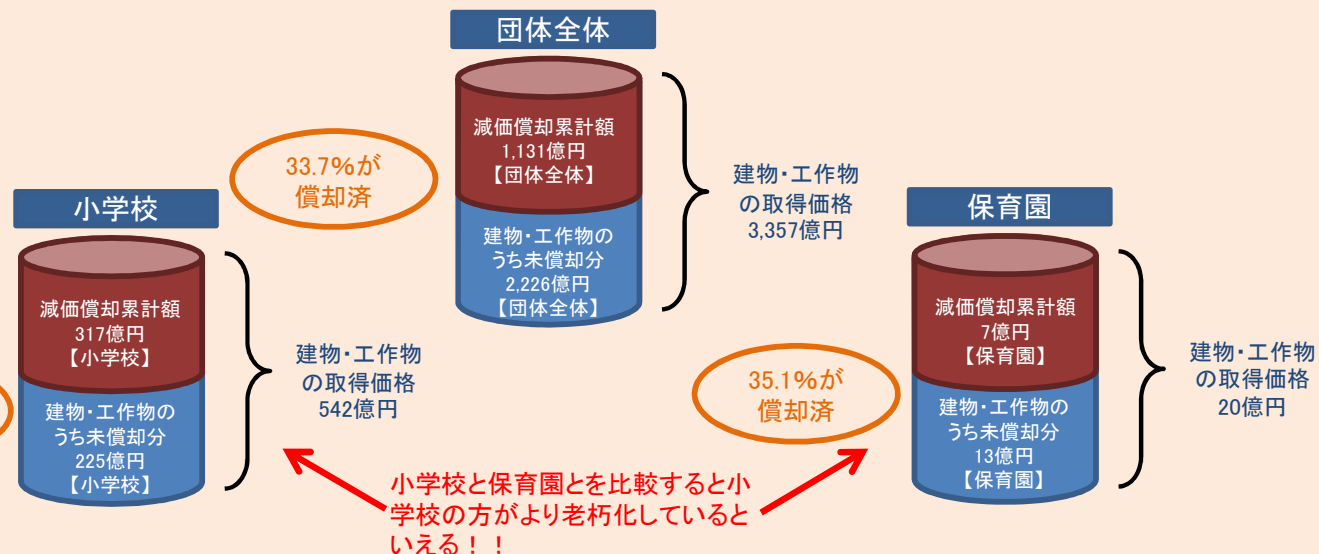
事例概要

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。

- 全体の有形固定資産減価償却率は33.7%であるが、小学校は58.5%、保育園は35.1%となっており、小学校の有形固定資産減価償却率が高くなっている。

小学校と保育園のどちらの老朽化対策の優先度が高いか…

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産(建物及び工作物)の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額}}$$



効果等

- 当該有形固定資産減価償却率や実際の損耗状況等も踏まえつつ、公共施設等総合管理計画を進めていくこととしている。
- 公共施設等の老朽化対策の優先度を踏まえたメリハリのある予算編成につなげることも期待される。

セグメント分析の実施手順①

(1) セグメントの単位等の設定

(以下の例は、図書館をイメージ)

①分析の目的を設定する

例) 公共施設の統廃合の検討の際の参考とする

②セグメントの単位・対象を設定する

例) 単位: 施設毎、対象: 図書館

③作成する財務書類の範囲を決定

例) 行政コスト計算書及び貸借対照表
行政コスト計算書のみ

④対象とする資産・負債・費用・収益の範囲を決定

例) 図書館が入る建物は対象とし、
図書館の所管課が入る本庁舎などの共通資産は対象外とする

⑤按分して計上する項目とその際の基準(配賦基準)の設定

例) 複数施設で一括契約している経費(例: 光熱費): 延床面積により按分

⑥必要な非財務情報を決定

例) 利用に関する情報(年間利用者数、貸出冊数、稼働日数等)

(2) 必要なデータの収集、セグメント別財務書類の作成

⑦仕訳帳等から作成対象のセグメントに関する支出・収入の情報を抽出し、直接関連付けて計上(直課)/按分して計上(配賦)

例) 物件費等は、仕訳帳や財務会計システムの予算執行データから、勘定科目や施設名称で抽出
複数施設で一括契約している経費は、延床面積で按分し、各図書館部分を算出

⑧固定資産台帳から作成対象とするセグメントに関する施設の情報を抽出し、直課/配賦

例) 複合施設は、土地や建物を延床面積等により資産額を按分し、各図書館部分を算出
減価償却費は、「取得価額÷耐用年数」により算出

⑨人件費、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額を算定し、直課/配賦

例) 職員給与費(特別職を除く) 26億円÷全職員数(特別職を除く) 400人×担当職員数 5人=3,250万円

⑩作成したデータを各財務書類に入力し、必要な財務書類を完成させる

(3) 非財務情報を用いた比較分析

⑪非財務情報を収集し、作成したセグメント別財務書類と組み合わせて分析を実施

例) 非財務情報(例: 貸出冊数)を用いて、単位当たりコストを算出し、施設間で比較し、コスト効率性を分析

⑦仕訳帳・予算執行データからの抽出

(単位: 円)

金額	摘要	仕訳	施設
35,500,000	A図書館改修工事支払	維持補修	A図書館
50,000,000	A図書館運営委託料	物件費	A図書館
20,000,000	B図書館運営委託料	物件費	B図書館
30,000,000	B図書館改修工事支払	維持補修	B図書館
10,000,000	図書館備品購入費	物件費	図書館
3,000,000	図書館消耗品購入費	物件費	図書館
2,200,000	図書館水道料	物件費	図書館
2,000,000	図書館電気料	物件費	図書館
1,500,000	図書館ガス料	物件費	図書館
6,000,000	図書館清掃管理委託料	物件費	図書館
.....			

摘要欄や施設欄をもとに、対象のデータを抽出

⑧固定資産台帳からの抽出

(単位: 円)

	資産目名称	耐用年数	取得年月日	取得価額	減価償却累計額
事業用資産/土地	A図書館	—	1990年1月1日	52,810,390	—
事業用資産/建物	A図書館	50年	2007年4月1日	367,500,000	66,150,000
事業用資産/工作物	A図書館	10年	2007年4月1日	32,623,500	32,623,499
事業用資産/土地	B図書館	—	1980年6月1日	45,000,000	—
事業用資産/建物	B図書館	50年	1997年4月1日	294,000,000	111,720,000
事業用資産/工作物	B図書館	10年	2000年4月1日	40,000,000	39,999,999
.....					

⑪単位当たりコストの分析

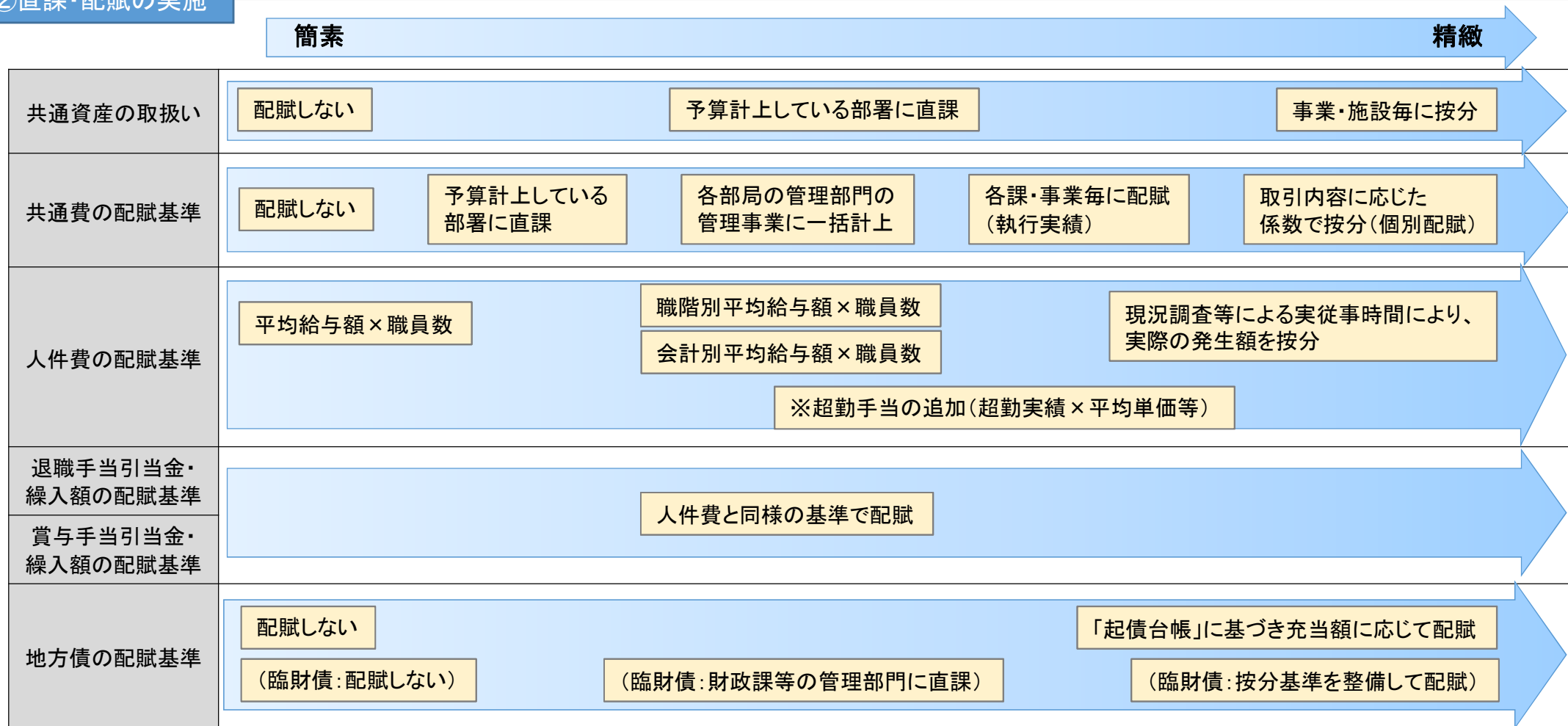
	A図書館	B図書館
平成29年3月31日現在人口(人)全体	66,000	66,000
図書館の延床面積	3,000㎡	2,000㎡
平成28年度施設利用者数(人)	280,000	150,000
図書蔵書数(冊)	320,000	100,000
平成28年度貸出冊数(冊)	500,000	200,000
1冊あたりのコスト(純行政コスト/蔵書数)	360	599
1人あたりの純行政コスト		
全体人口(職員給を含む)	2,725	1,816
全体人口(職員給を除く)	1,633	724
利用者(職員給を含む)	642	799
利用者(職員給を除く)	385	319
有形固定資産減価償却率(%)	24.70	45.40

セグメント分析の実施手順②

①元データの抽出

- 仕訳帳から作成対象とするセグメントに関する支出が含まれる伝票を抽出
- 固定資産台帳から作成対象とするセグメントに関する施設の情報を抽出

②直課・配賦の実施



③作成する書類の種類

行政コスト計算書(PL)

貸借対照表(BS)

資金収支計算書(CF)

純資産変動計算書(NW)

セグメント分析（施設の統廃合）

【事例】施設別の財務書類の作成・分析による図書館の統廃合（熊本県宇城市）

背景・目的

- 合併に伴い、同種同規模の建物が旧5町ごとに存在している現状は、少子高齢化、市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に合致した施設規模・配置では必ずしもなくなっている。
- 多くの施設を維持管理する上で、更新又は大規模改修が必要な施設に計画的かつ適切な保全管理ができていない。

事例の概要

- 財務書類のうち、経常的な行政活動に係る費用・収益を示す「行政コスト計算書」を、5つの図書館ごとに作成し、各図書館の行政コストを把握。
- 各図書館の行政コストをもとに、貸出一冊当たりのコストを算出。
- 一日当たりの貸出冊数と組合せてグラフ化し、4つのグループに分け、各図書館の評価分析を実施。
- 必要性検討領域（右図の右下太枠）にある2つの図書館について、耐震性や地理的要素等も考慮しながら、移転、解体等を検討。

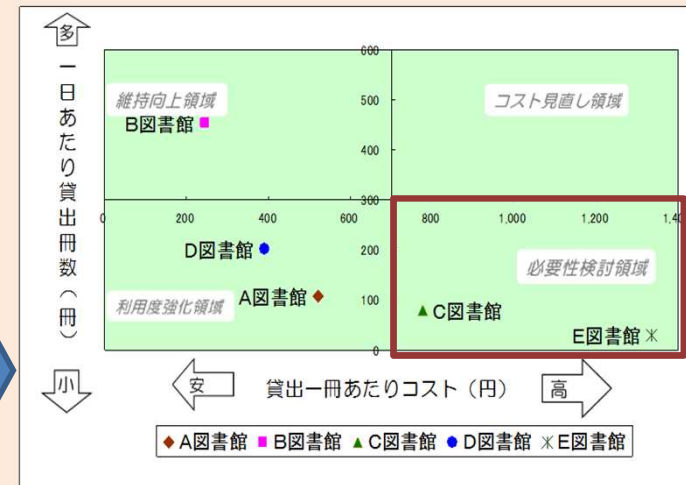
＜施設別行政コスト計算書＞

（単位：千円）

施設名称	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
【行政コスト】					
人件費	14,475	13,139	13,421	15,209	8,592
退職手当コスト	1,080	585	1,080	1,170	540
委託料	495	1,525	1,713	1,445	565
需用費	1,759	5,336	3,205	2,745	1,641
減価償却費	74	11,581	1,920	4,336	1,210
その他	3,780	7,910	4,458	5,151	2,521
行政コスト合計	21,663	40,076	25,797	30,056	15,069
【収入】					
その他		4			
収入合計		4			

＜一冊当たりのコストを算出＞

	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
蔵書数	27,299	72,813	39,767	40,273	8,573
貸出冊数	39,433	165,827	29,362	74,004	10,883
行政コスト(千円)	21,663	40,076	25,797	30,056	15,069
1日あたり貸出冊数	108	454	80	203	30
1冊あたりコスト(円)	549	242	879	406	1,385



効果等

- 検討の結果、耐震性が低いC図書館については、平成27年度解体撤去。
- 市街地中心部から離れていたE図書館はB図書館の分館として中心部にある支所に移転（貸出冊数が倍増（1,500冊→3,000冊/月））。E図書館であったスペースを利用し、複数あった郷土資料館を宇城市郷土資料館として統合。

固定資産台帳を活用した受益者負担の適正化（東京都福生市／新潟県聖籠町）

事例概要

- 使用料・手数料の見直しに際して、行政サービスの原価に受益者負担割合を乗じることで、理論上の適正価格を算出し、それを踏まえて、料金改定を実施。行政サービスの原価の計算に当たっては、施設等の減価償却費等を含めることとし、その際、固定資産台帳のデータを活用。

東京都福生市の取組内容

- 地方公会計制度導入に伴い、「使用料・手数料等受益者負担適正化方針」を平成29年度に策定し、コスト計算を行うことで受益者負担の適正化を進める。
- 使用料・手数料の原価計算は、人件費や物件費等に加え、減価償却費、各引当金繰入金を対象として積算。
$$(人件費)+(物件費)+(維持補修費)+(補助費等)+(\text{公債費(利子分)})+(\text{減価償却費})+(\text{各引当金繰入金})$$
- 減価償却費は、建物及び附属設備、管理システム等のソフトウェアの減価償却費の当該年度分とし、固定資産台帳に計上されている取得費用と法定耐用年数に応じて算出。
- 行政コスト計算書の各種引当金の合計を職員数で除し、その単価を各施設の人数、事務割合を乗じて算出。

新潟県聖籠町の取組内容

- 平成30年度に策定した「行財政改革大綱」において、改革の視点の一つに「受益者負担」が挙げられたことを踏まえ、令和元年7月に「聖籠町手数料、使用料等調査審議委員会」を設置し、手数料・使用料の見直しを諮問。
- 委員会における検討で、施設の維持管理や事務サービスに係る実際の費用（サービスの原価）について、施設の使用料のサービスの原価については、減価償却費を含めることとし、固定資産台帳のデータを活用して算出。
$$(人件費)+(物件費等※1)+(\text{減価償却費}※2)$$

※1：賃金、需用費、委託料、使用料及び賃借料、その他経費
※2：定額法によって算出

効果等

- 使用料・手数料の改定を行うための基準として、施設利用や役務の提供に係る行政コスト（原価）を明らかにし、その際、固定資産台帳を活用して、減価償却費等を含めた基準額を算出することにより、透明性・公平性を担保し、より適切に受益者負担の適正化に向けた見直しを実施することが可能となる。

3 公共施設等の適正管理について

(1) 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の概要等

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定（平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請） ※平成26～28年度の3年間で策定

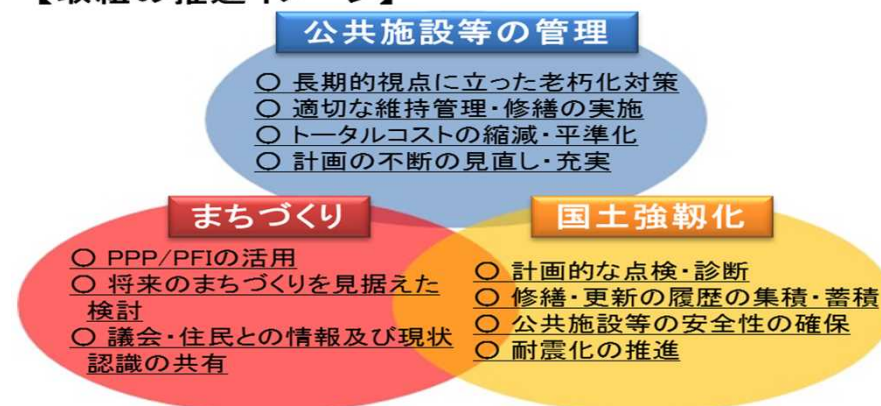
<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定状況>

平成31年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.8%の団体において策定が完了。

【取組の推進イメージ】



個別施設計画の策定（「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定） ※令和2年度までに策定

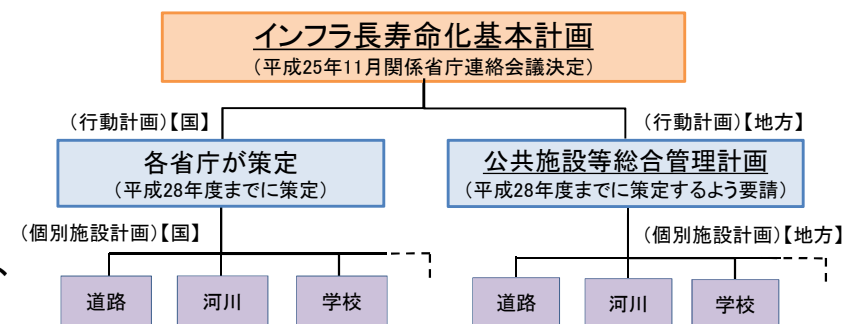
<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の現状や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

今回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



公共施設等総合管理計画の比較可能な形での「見える化」

○ 公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等について、平成30年度末時点において策定されている全団体をとりまとめ、以下のように一覧にしたものを総務省HPで公表（URL：http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html）。

（公表項目のうち一部項目を抜粋）

団体名等		公共施設等総合管理計画記載事項																
都道府県名	市区町村名	策定年度 (改訂年度)	計画期間		施設保有量	維持管理・更新等にかかる経費				①公共施設の数 ②延床面積等に関する目標 ③トータルコストの縮減 ④平準化等に関する目標				総合管理計画の推進体制	PDCAサイクルの推進方針			
						現在要している経費	将来にわたる経費の見込み											
		年度	区分	年数	内容		内容	期間及び経費の見込み	対策を反映した見込み	期間及び経費の見込み	内容	数値目標				推進方針	サイクル期間	
												①	②	③	④			
〇〇県	□□市	平成27年度	11年～20年	20年	【公共施設】 約70.0万㎡ 【インフラ】 道路: 700km 橋りょう: 3.5km 上水: 450km 下水: 400km など	直近5年平均で15億円 (公共施設5億円、インフラ10億円)	計画期間の年平均で約35億円 (公共施設12億円、インフラ23億円)	計画期間の年平均で約23億円 (公共施設8億円、インフラ15億円)	計画期間の年平均で約12億円 (公共施設4億円、インフラ8億円)	【基本目標】 計画的な維持管理・更新に取組み、財政負担の軽減・平準化を図る ※数値目標は、実施計画で設定する	無					公共施設等の情報を一元的に管理・集約する部署として、公共施設活用課を新たに設置。	進捗状況を管理・集約する担当課と施設所管課で、定期的に意見交換し、PDCAサイクルに基づき改善。	3年
〇〇県	△△市	平成27年度	11年～20年	20年	【公共建築物】 約72.0万㎡ 【インフラ系】 道路: 1,400km 橋りょう: 7.0km 上水: 900km 下水: 800km など	平成27年度決算額で60億円	今後20年間の総額で約2,000億円	今後20年間の総額で約1,800億円	今後20年間の総額で約200億円	【ハコモノ施設】 ②40年間で延床面積の20%を削減 ・長寿命化・安全の確保 ・集約化・複合化による適正配置 【インフラ施設】 ・維持管理費用の削減 ・長寿命化・安全の確保	有	無	有	無	無	財産活用課にて、個別施設計画の進捗状況等を集約。公共施設マネジメント推進会議やWGにおいて、具体的な取組等に向けた検討を進める。	有識者会議等からの提言も踏まえ、総合管理計画で設定した数値目標に照らして取組みを評価する。	概ね5年
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

※上記データは実際の地方公共団体のものではない。

個別施設計画の記載事項

(インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月)(抄))

2. 個別施設毎の長寿命化計画

各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等にかかる取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

なお、各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。・・・

[記載事項]

①対象施設

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等にかかる取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業毎の分類（道路、下水道等）や、構造物毎の分類（橋梁、トンネル、管路等）等）を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

②計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

④個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、「Ⅳ. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

⑤対策内容と実施時期

「Ⅳ. 2. ③対策の優先順位の考え方」及び「Ⅳ. 2. ④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

主な個別施設計画の策定状況

令和元年9月25日 インフラ老朽化対策の推進に関する
関係省庁連絡会議第8回幹事会資料(抜粋)

分野	対象施設	計画策定率	(参考)平成30年4月1日時点 計画策定率
警察施設	庁舎等	48%	44%
消防関係施設	消防庁舎	37%	31%
学校施設	公立学校施設	15%	7%
社会教育施設	社会教育施設(社会体育施設及び文化会館等を除く。)	15%	11%
水道分野	上水道施設	81%	75%
医療分野	病院	21%	10%
福祉分野	児童福祉施設等	30%	23%
農業水利施設	ダム、調整池、ため池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械等	75%	69%
農道	橋梁(橋長15m以上)及びトンネル	52%	36%
農業集落排水施設	管路施設、処理施設	50%	42%
地すべり防止施設	抑止工、抑制工	49%	21%
治山	保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等	84%	60%
林道	橋梁(橋長4m以上)、トンネル及びその他重要な施設	50%	33%
漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設	82%	80%
漁場の施設	増殖場、養殖場	79%	75%
漁業集落環境施設	漁場集落排水施設	25%	18%
工業用水	工業用水道事業	45%	39%
道路	橋梁(橋長2m以上)	81%	73%
河川・ダム	主要な河川構造物	91%	91%
砂防	砂防設備(砂防堰堤、床固工等)、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	100%	89%
海岸	堤防・護岸・胸壁等	80%	46%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	100%	70%
港湾	外郭施設	72%	66%
公園	都市公園	94%	93%
住宅	公営住宅	90%	89%
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	51%	42%
地方公共団体庁舎	地方公共団体庁舎	20%	14%

- (注) ・ 計画策定率については、分野により、地方公共団体所有でない施設が含まれているものもある。
・ 策定状況は、平成31年4月1日時点(ただし、道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、公園、住宅は平成31年3月31日時点)。

(2) 公共施設等総合管理計画の推進

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂概要

各地方公共団体において、策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂（H30.2）。

総合管理計画の推進体制等について

1. 全庁的な体制構築

個別施設計画の策定や具体的な施設の適正管理に係る取組の検討について、各施設所管部局を中心に行われ、全体として、効果的な計画の推進がなされないおそれがあるため、総合管理計画の策定・改訂の検討段階から、全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましいこと。

（例）

- ・公共施設等の情報の管理・集約
- ・個別施設計画策定の進捗管理、総合管理計画の進捗状況の評価等の集約
- ・部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場の創設

2. PDCAサイクルの確立

総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めることが望ましいこと。

総合管理計画の充実について

3. 総合管理計画の不断の見直し・充実

総合管理計画の策定後も、点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが望ましいこと。

4. 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、以下の区分により示すことが望ましいこと。
※財源の見込みについても記載することが望ましい。

- ・期間：30年程度以上
- ・会計区分：普通会計及び公営事業会計
- ・建物区分：建築物及びインフラ施設
- ・経費区分：維持管理・修繕、改修及び更新等

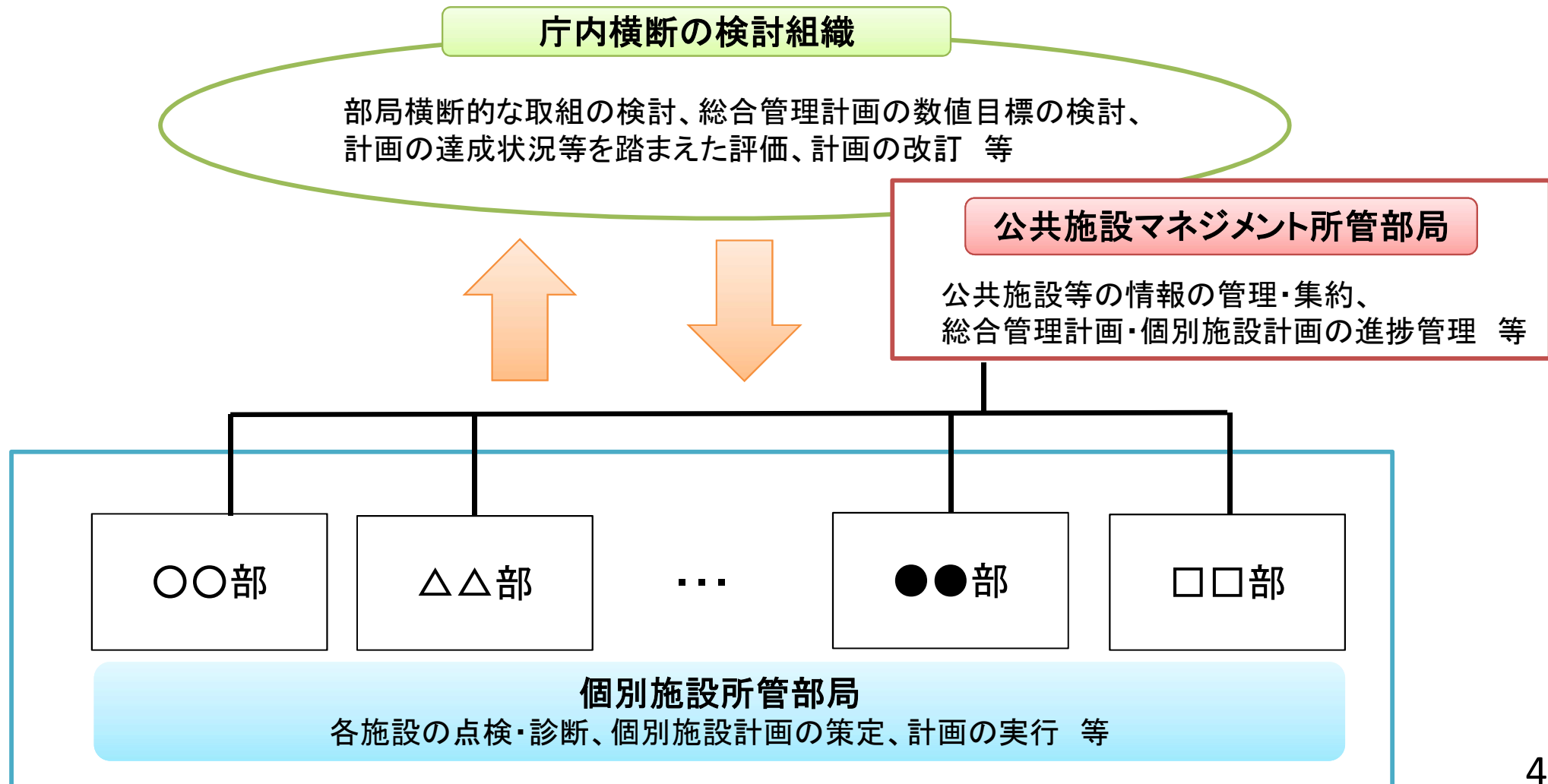
5. ユニバーサルデザイン化の推進方針

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進していくため、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載すること。

総合管理計画の推進体制等

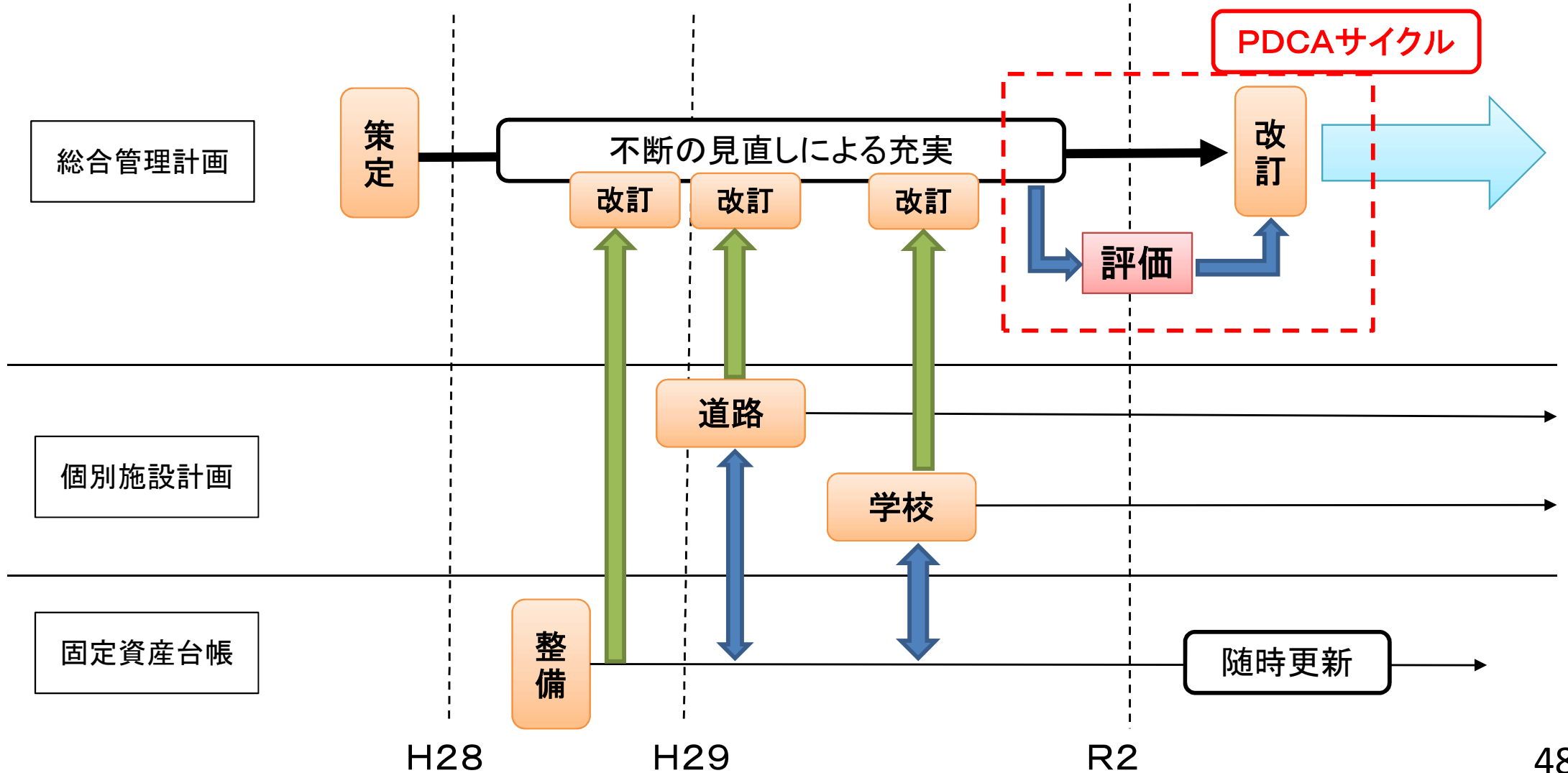
- 総合管理計画の策定・改訂の検討の際の情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築して取り組むこと。
- 具体的には、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、各部局において進められる個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるとともに、部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場を設けることなどが想定される。

<全庁的な体制構築イメージ>



総合管理計画の見直し・改訂

- 総合管理計画については、策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理し策定したものであることから、その内容は、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくこと。
- 総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めること。



公共施設等総合管理計画見直しのイメージ

公共施設等総合管理計画

平成28年度までに策定
個別施設計画等の進捗に伴って充実、改訂

総合管理計画策定の目的

- ・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
- ・公共施設等の最適配置の実現

○ 公共施設等の現況及び将来の見通し

中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み

既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

対策による効果額

令和3年度までに記載

比較

充当可能な財源の見込み

取組
効果
反映

○ 公共施設等の管理の基本的な方針

- 計画期間
- 全庁的な取組体制等
- 公共施設等の管理の基本的な考え方
 - ①点検・診断の実施方針
 - ②維持管理・更新等の実施方針
 - ③安全確保の実施方針
 - ④耐震化の実施方針
- PDCAサイクルの推進方針

数値目標の設定

- ・公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標
- ・トータルコストの縮減・平準化に関する目標

- ⑤長寿命化の実施方針
- ⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦統合や廃止の推進方針
- ⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

反映

対策の
内容等
反映

反映

令和2年度までに策定完了

個別施設計画 A

個別施設計画 B

個別施設計画 C

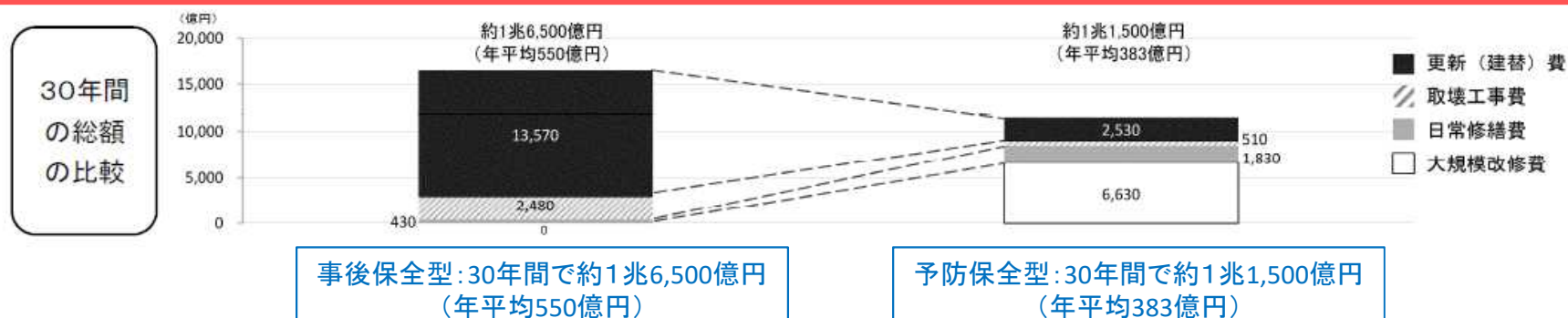
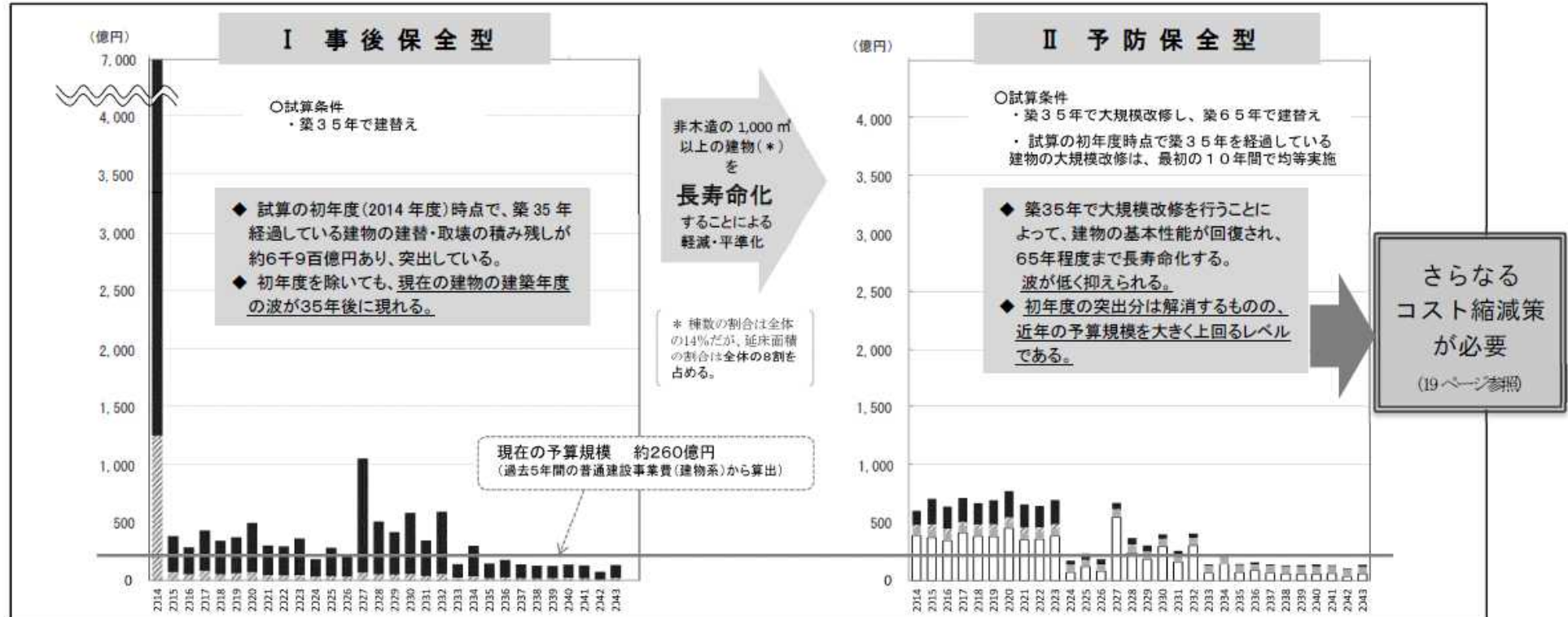
個別施設計画 D

総合管理計画において長寿命化等の対策効果を明示した更新費用を記載している例①

愛知県公共施設等総合管理計画

…事後保全型の場合と予防保全型の場合の維持管理に必要な費用をそれぞれ試算し、経費の削減効果を分かりやすく盛り込んでいる。

事業用資産（建物）の維持・更新費用の試算について

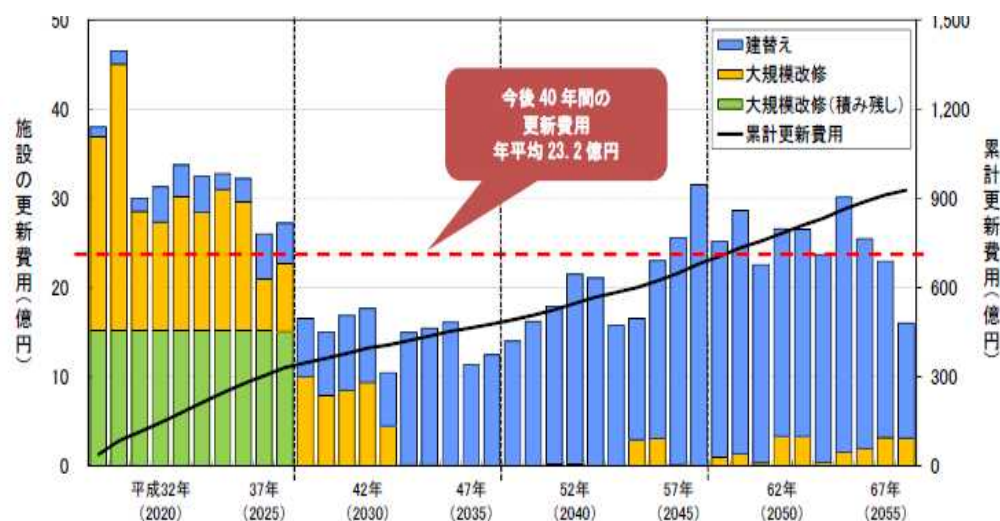


総合管理計画において長寿命化等の対策効果を明示した更新費用を記載している例②

ご せ
奈良県御所市公共施設等総合管理計画

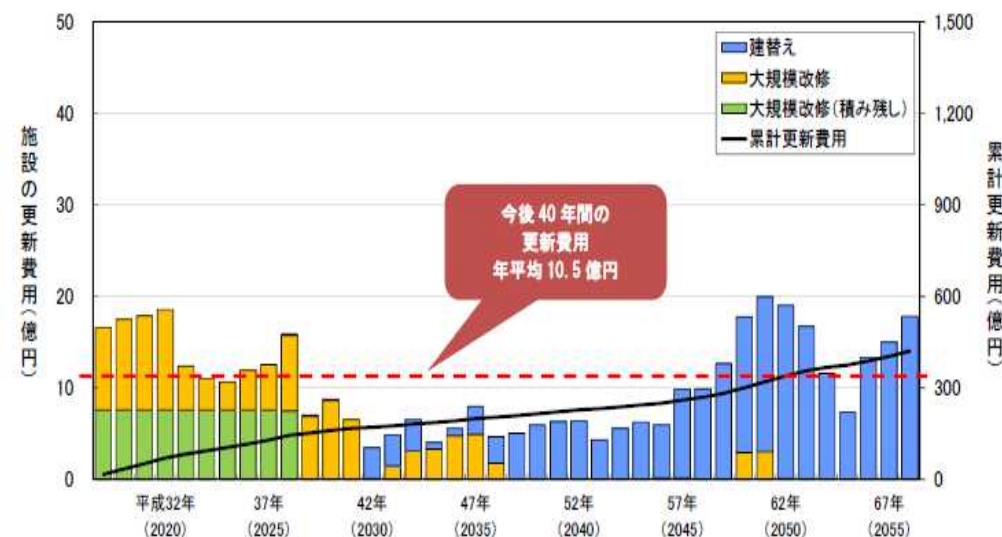
…公共施設を今後も現状のまますべて維持していく場合と、長寿命化を行った場合の更新費用をそれぞれ試算し、経費の削減効果を分かりやすく盛り込んでいる。

現状のまますべて維持していく場合の試算



今後も現状のまますべて維持していく場合の更新費用
⇒今後40年間で927.1億円(年平均23.2億円)
(内訳)大規模改修:366.8億円
建替:560.3億円

長寿命化等を考慮した場合の試算



※試算条件について、35年目で大規模改修、70年目で建替え(ただし、長寿命化に伴う単価の上昇は見込んでいない)
※現在休止している施設は更新しないと仮定、方向性が確定している施設はその方向性に準じるものと仮定

一部の施設を廃止したうえで、残りの施設の長寿命化(70年更新)を行った場合の更新費用
⇒今後40年間で421.1億円(年平均10.5億円)

熊本県菊池市の公共施設等総合管理計画①

基本的な考え方	取り組み方針
①公共施設等の保有総量を最適な規模とする	●公共施設の新設は原則として行わない ●用途を廃止した公共施設は速やかに削減する ●公共施設の統合、複合化を進め、保有総量を削減する ●財政状況に応じたインフラ施設の整備
②公共施設等の機能維持と安全を確保する	●計画的な維持管理・修繕・更新を行う ●危険箇所に対しては速やかに対応し安全を確保する ●定期的な点検・診断を実施する ●速やかに耐震化を図る ●長寿命化により、更新費用の平準化を図る
③効率的な施設運営に取り組む	●稼働率の向上を図る ●日常の運営にかかるコストを改善する ●民間活力の導入を進める

○小分類別の施設ごとに方針を設定し、保有総量の削減目標を設定

大分類	小分類
1. 庁舎	①本庁舎 ②支所庁舎
2. その他の行政財産	①その他の公用、公共用施設
3. 福祉施設	①保育園 ②その他の福祉施設
4. 学校	①幼稚園 ②小学校 ③中学校
5. 公営住宅	①公営住宅
6. 公園	①都市公園 ②その他の公園
7. 防災施設	①防災施設
8. 教育施設	①教育施設(公民館、集会所等) ②体育施設(体育館、プール等) ③文化施設
9. 農林業施設	①農林業施設
10. 環境衛生施設	①環境衛生施設
11. 上水道施設	①上水道施設
12. 下水道施設	①下水道施設
13. 商工観光施設	①商工観光施設(道の駅等)
14. 普通財産	①普通財産

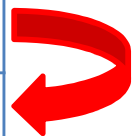


小分類別の方針	削減率
廃止	100%削減
複合化	80%削減
統合	80%削減
民間移管	100%削減
地域移管	100%削減
小規模建替	80%削減
同規模建替	0%削減



基礎数値(H29年度)	419,222.48m ²
40年後の目標面積	200,466.92m ²

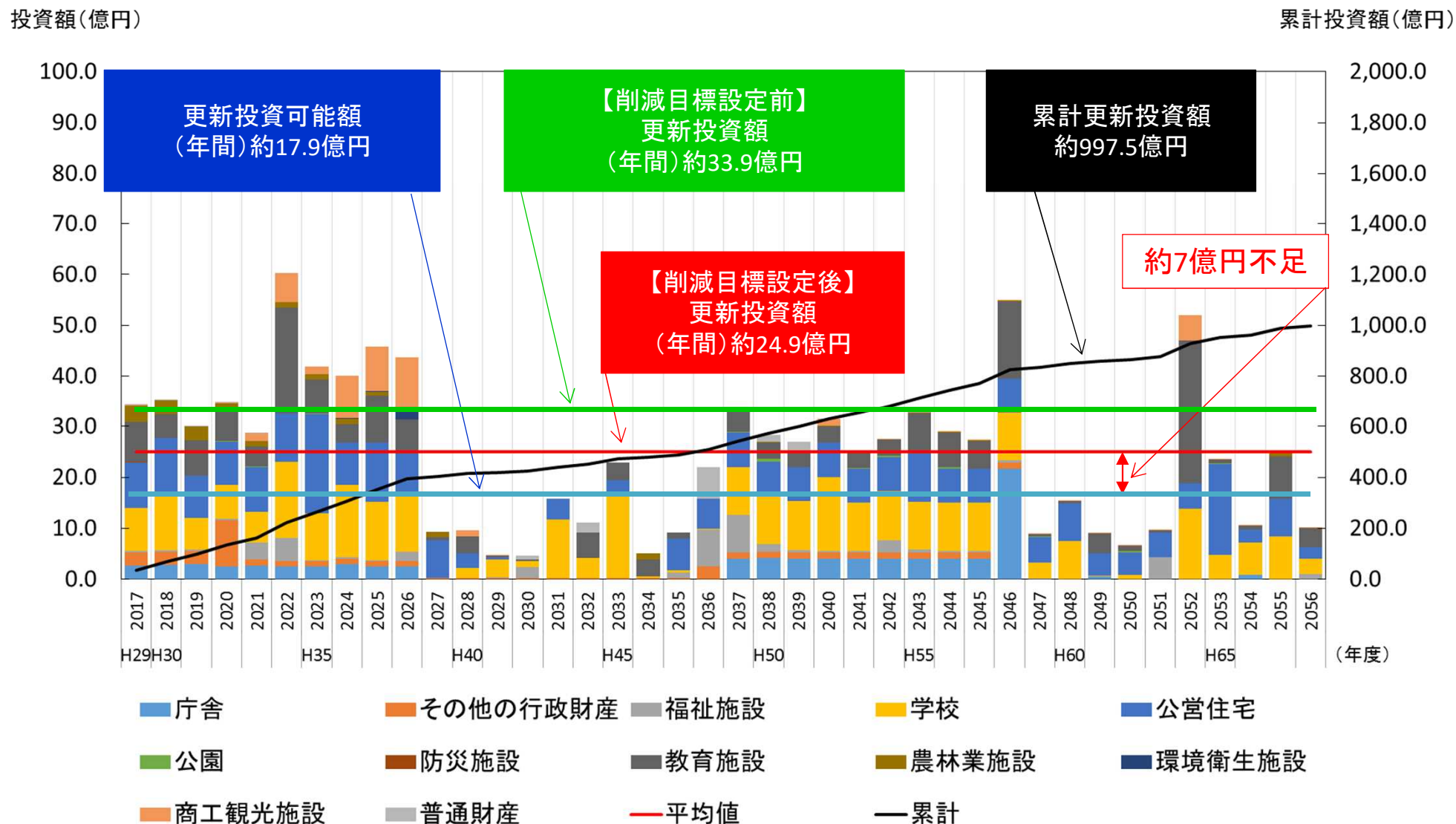
52.2%削減



熊本市菊池市の公共施設等総合管理計画②

削減目標設定後の将来更新投資額の試算

削減目標の設定により、H29～68年度までの40年間ににおける累計更新投資額は約997.5億円（年間約24.9億円）。
しかし、更新投資可能額の約17.9億円を約7億円上回っており、将来に渡り公共施設を維持していくためには、施設の削減だけではなく、日常のコストの削減にも注視していく必要。



(3) 公共施設等の適正管理の推進に係る財政措置

公共施設等の適正管理の推進

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、集約化・複合化事業の実施主体や長寿命化事業の対象を拡充

【地方債計画額 H29 : 3, 150億円 → H30 : 4, 320億円 → R元 : 4, 320億円 → R2 : 4, 320億円】

公共施設等適正管理推進事業債

（期間：平成29年度から令和3年度まで（⑥は令和2年度まで（ただし、経過措置として、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる）））

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。

② 長寿命化事業

※下線部分を令和2年度から拡充

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設（義務教育施設を含む）の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設（道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設（昭和53年以降の技術基準で設計された施設を含む。）、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設）】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定の規模以下等の事業）

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率：90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

⑦ 除却事業

充当率：90%

（注）義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定

※ ①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

① 集約化・複合化事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた集約化事業又は複合化事業であって、全体として延床面積が減少する事業

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設を整備する事業は対象とならない

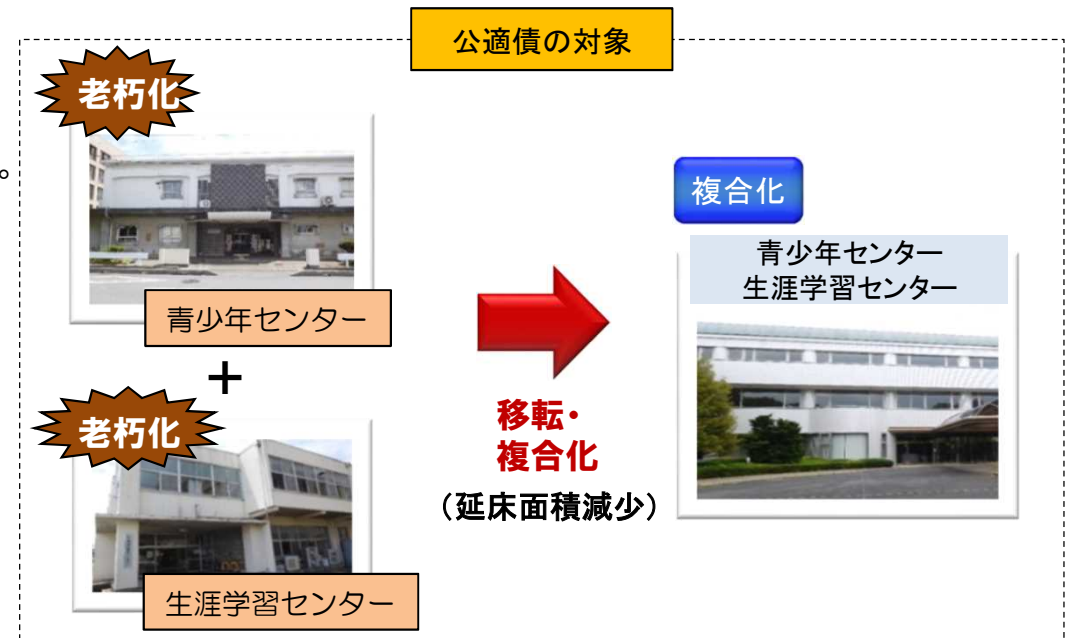
留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

【事業イメージ】○ 民間企業の遊休施設を取得し整備

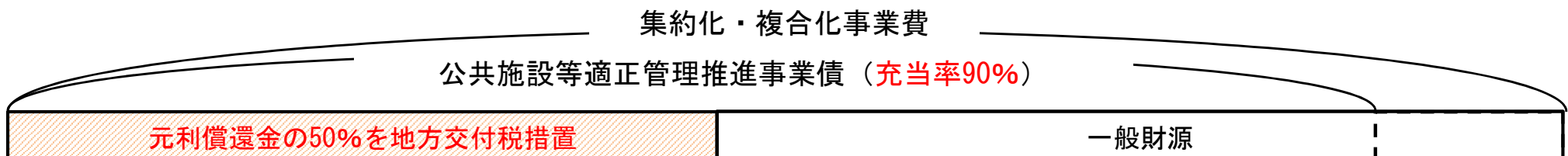
- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と対象外施設(庁舎等)を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に、整備前の施設にない機能を有した施設を新たに追加して併設する場合、当該追加部分の施設については対象外となる。

(共用部分がある場合は面積按分等)



青少年センター及び生涯学習センターの機能を集約

充当率・元利償還金に対する交付税措置



広域的に実施する公共施設等の集約化・複合化の推進

○ 全国的に人口減少や公共施設等の老朽化が進む中、公共施設等の集約化・複合化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図ることが重要。

○ 近年においては、団体内における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域での最適配置を図る観点から、今後は、複数団体の連携による取組も積極的に推進する必要。

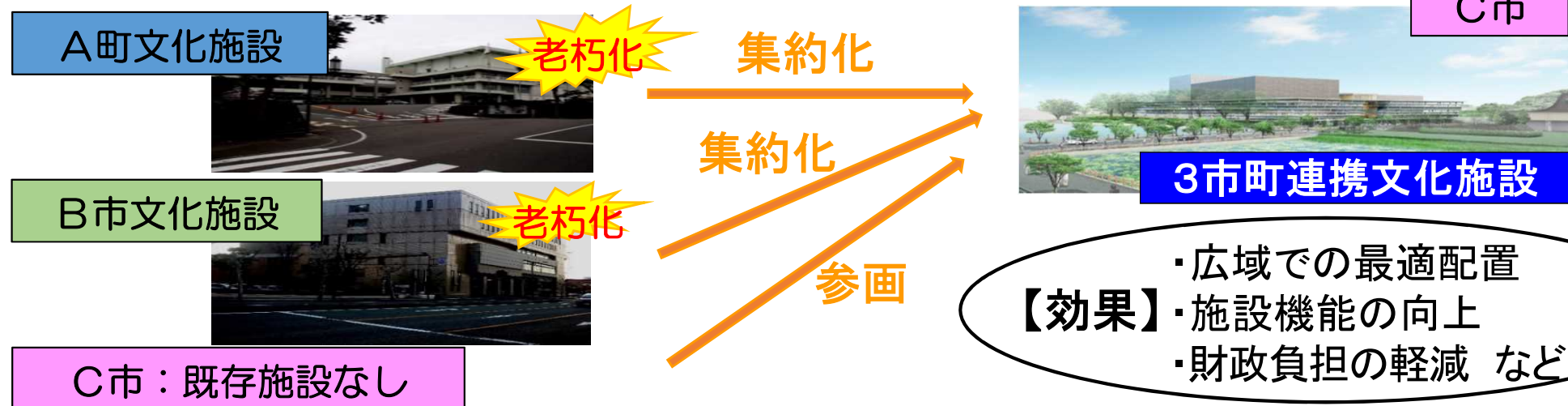
〔※ H27年度に公共施設最適化事業債を創設。H29年度から公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)に移行。(いずれも充当率90%、交付税措置率50%)〕

○ 複数団体が連携して実施する集約化・複合化の取組において、集約化・複合化する施設を有しない団体が当該事業による施設整備の実施主体となる場合も公共施設等適正管理推進事業債を活用可能とする。

＜経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)＞(抜粋)

「広域的に相互に連携する事業(略)など地域課題の解決に効果的な事業に積極的に取り組む地方自治体に対する地方財政措置の拡充について検討する。」

【複数団体の連携による集約化・複合化のイメージ】



②ー1 公共用の建築物の長寿命化事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業であって、法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業

（施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。）

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設の改修事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として法定耐用年数を超える使用目標年数が定められていること。
- ・ 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

〔改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする〕

充当率・元利償還金に対する交付税措置

長寿命化事業費

公共施設等適正管理推進事業債（**充当率90%**）

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

【事業イメージ】

○長寿命化例1（図書館）



法定耐用年数50年

外壁、建具、
屋根防水の
改修等



長寿命化



目標使用年数80年

○長寿命化例2（高校校舎附帯施設（格技場））



法定耐用年数47年

外壁、屋根
の改修等



長寿命化



目標使用年数60年

②-2 社会基盤施設の長寿命化事業

対象事業

- 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下の事業等）
（道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設）

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ・ 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされていること

【事業イメージ】

○道路（舗装の表層に係る補修）



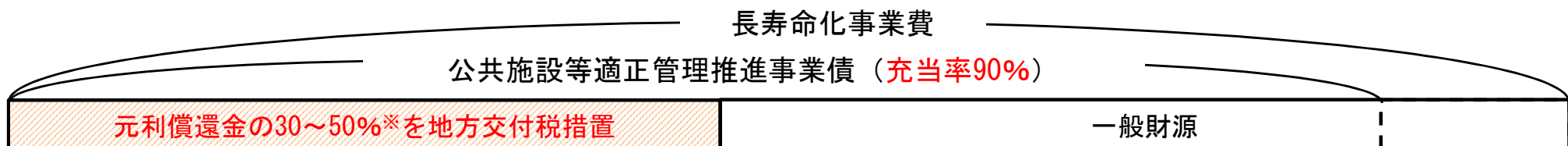
○道路（橋梁の修繕）



○都市公園施設（テニスコートの改修）



充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

③ 転用事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業

※ 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設である事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

（転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とする）

- ・ 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。
- ・ 転用前の施設が現に供用されていない場合も対象となる。

【事業イメージ】

○ 転用例1



小学校



転用



地区交流センター

○ 転用例2



保育所



転用



地域集会施設

充当率・元利償還金に対する交付税措置

転用事業費

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

④ 立地適正化事業

対象事業

○ 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

(事業例) 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

* 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率
嵩上げ等の要件とされている国庫補助事業をいう。

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象とならない

留意事項

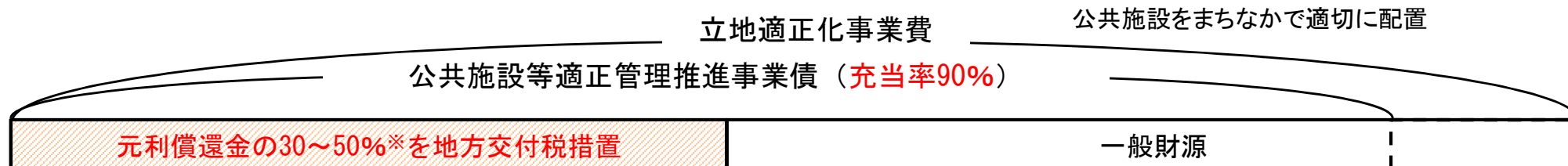
事業期間: 平成29年度～令和3年度

- ・ 補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

公共施設をまちなかで適切に配置

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

対象事業

○ ①又は②に該当する事業

① バリアフリー法に基づく公共施設等（公営住宅及び公営企業施設を除く）のバリアフリー改修事業

i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業

ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業（施設の一部を基準に適合させる事業を含む）

例) 車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

例) 授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

事業期間：平成30年度～令和3年度

【事業イメージ】

- 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
- ① ii) 及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること(※)。

※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容（対象施設、実施時期、対策内容等）を記載



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円(1台)

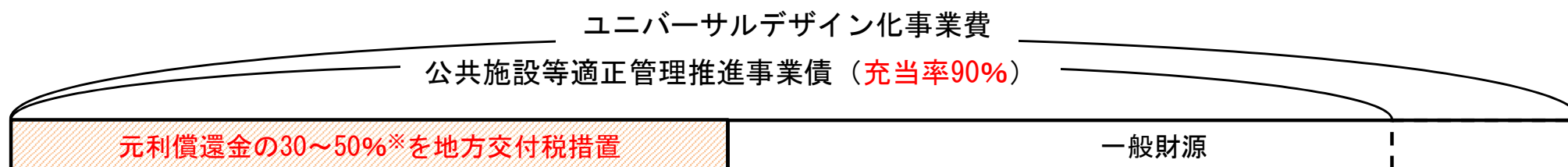


多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

対象事業

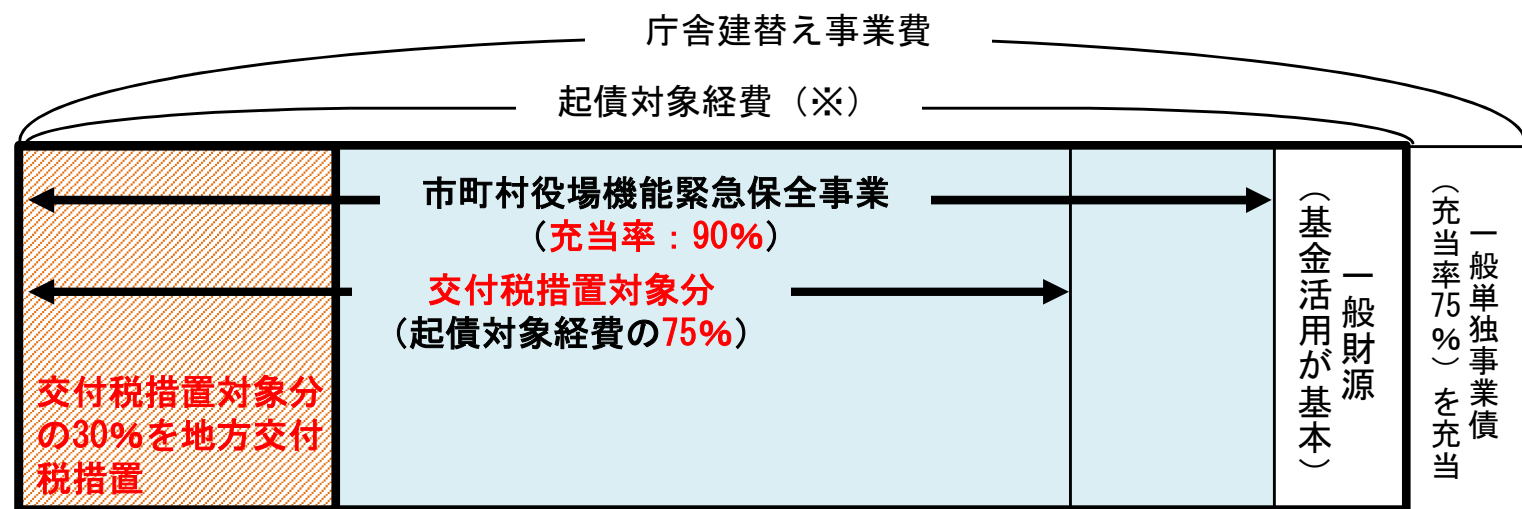
○ 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付ける必要

留意事項

- ・ 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、平成29年度に創設（事業期間は、令和2年度まで）。
- ・ 経過措置として、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる。

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※ 起債対象経費 = 庁舎建替え事業費 × （建設前延床面積 又は 標準面積のいずれか大きい方） / 新庁舎の面積

【事業イメージ】



⑦ 除却事業

対象事業

○ 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却

※ 個別施設計画への位置付けは不要

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

【事業イメージ】

○除却例1



公民館



除却



更地

○除却例2



児童館

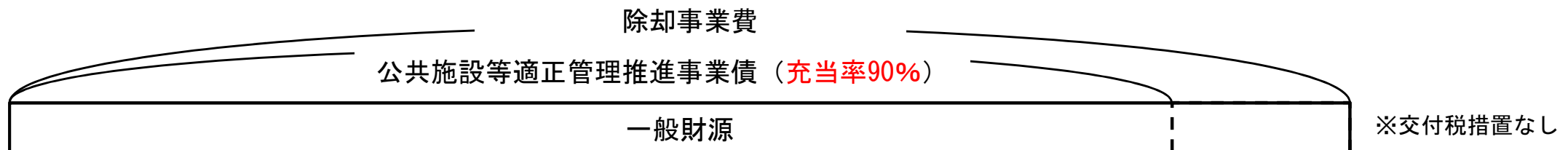


除却



更地

充当率・元利償還金に対する交付税措置



<参考> 地方財政法（昭和23年法律第109号）※平成26年度改正（平成26年法律第5号）により導入

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

(4) 地方公会計と公共施設の適正管理の推進

地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

統一的な基準による固定資産台帳・財務書類の整備

地方公会計

- 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備する。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要
- 統一的な基準による財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書等）を作成する。

公共施設等総合管理計画等の不断の見直し

公共施設等適正管理

- 固定資産台帳のデータ、各施設の診断結果や個別施設計画に記載した具体的な対策内容等を踏まえ、将来の施設更新必要額の推計等を行い、充当可能な財源と見比べながら、公共施設等総合管理計画を不断に見直す。

各分野ごとの個別施設計画の策定

公共施設等
適正管理

- 個別施設ごとに、点検・診断によって得られた個別施設の状態を踏まえ、対策内容と実施時期、対策費用の概算等を整理する。

施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

- 施設別の行政コスト計算書等によるセグメント分析を実施することで、個別具体的な統廃合等の議論（各論）につなげることができる。※公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方（総論）が盛り込まれている

公共施設等適正管理推進事業債等の活用

公共施設等適正管理

- 個別施設計画等において、具体的な対策を決定した公共施設等について、公共施設等適正管理推進事業債等を活用することにより、集約化・複合化、転用、除却、長寿命化等を円滑に推進することができる。

地方公会計と公共施設の適正管理との連携（鹿児島県和泊町）

背景・目的

- 「和泊町公共施設等総合管理計画」で定めた目標達成に向けて、利用者等の少ない施設の統廃合や所期の目的を達成した施設等の廃止を検討するにあたり、他の団体の同施設や類似施設等の比較（非財務情報を活用した分析）等を行うことを目的とし、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成。

事例概要

- 「和泊町公共施設等個別施設計画」において、統廃合や民間譲渡、建て替えの検討が必要と判断された施設を対象に施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成。
- 人件費、退職手当引当金、賞与等引当金については、平均単価に職員数を乗じて算出。
- 分析対象施設に共通する資産、複合施設に係る地方債等の負債、複合施設の光熱水費等の費用など、施設に直接関係するものは、面積比等の客観的な基準により按分し、配賦。庁舎等の共通資産や臨時財政対策債等の負債、間接経費は配賦しない。
- セグメント分析により得られた情報を、「公共施設等総合管理計画」に内容の充実等のため掲載する。

施設名	理由	個別計画における方針
和泊町実験農場	設置から20年以上が経過し、初期の目的を達成したことや稼働状況の著しく低い施設があることから、施設の運営を含めた在り方について根本的な検討が必要。	機能が重複する施設もあることから、施設の統廃合を検討。また、施設の機材等の利用料等の受益者負担の見直しを行う。
和泊町有線テレビスタジオ	平成26年度から自主放送番組制作のみ民間委託を行っている。機器類の管理や加入者情報管理・利用料管理は担当課が行っているが、施設の管理を含めた委託について検討が必要。	個別計画において「現状維持」との方向性は示されているが、自主放送番組制作業務と施設の管理運営を含めた包括的な業務委託の検討を行う。
和泊町立図書館	建設後30年以上が経過し、施設の老朽化や耐震性の問題がある。また、現在の位置では十分な数の駐車場の確保が困難なことから、機能の移転や複合施設の建設などの検討が必要。	機能移転・複合化、または必要な改修工事を行うとの方向性が示された。利用者数などから町民に最も利用されている施設であることから、利便性等も考慮した施設のあり方について検討する必要がある。
和泊町中央公民館	施設の老朽化や耐震性の問題がある。また、現在の位置では十分な数の駐車場の確保が困難なことから、機能の移転や複合施設の建設などの検討が必要。	機能移転・複合化を行うとの方向性が示された。図書館と同様に利用者の多い施設であることから利便性等を考慮した施設のあり方を検討する必要がある。

セグメント分析結果

- 図書館と中央公民館について、有形固定資産減価償却率や純行政コストを比較し、中央公民館の機能移転・解体撤去。
- 実験農場について、行政コスト計算書の経常費用・経常収益の金額をもとに検討を行い、一部事業の有料化を実施。

今後の課題・展望等

- 公会計担当職員以外の職員がセグメント分析の手法を習得するための研修や、セグメント分析情報を誰でも活用できる仕組みづくりを検討する必要がある。
- 今後建設が予定されている総合体育館の規模や機能について、セグメント分析情報を活用予定。

固定資産台帳を活用した公共施設等総合管理計画の策定（長崎県島原市）

事例概要

- 公共施設等の管理を計画的・効率的に進めていくため、地方公会計と連動して情報の一元管理と共有化を図ることとし、公共施設等総合管理計画の策定に際しては、固定資産台帳のデータを活用して、施設の現状分析や、施設の更新等に係る経費見込みの算定を実施。

取組内容

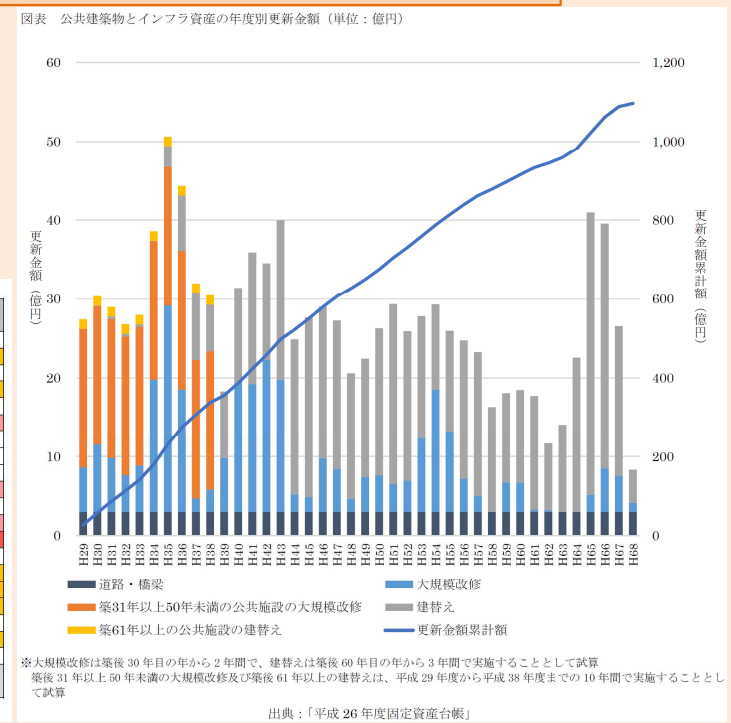
- 平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画において、固定資産台帳の掲載項目である取得日・耐用年数・面積・取得金額・減価償却累計額などの数値データを活用し、施設類型別や建築年別の延床面積や老朽化比率を算出し、現状分析を実施。
- また、固定資産台帳のデータを基に、保有する全ての施設の更新等に係る経費見込みの試算を行い、公共施設等総合管理計画に掲載。
- 持続可能で健全な維持管理を実現するためには、今後40年間に更新等費用及び維持管理費用で350億円の削減が必要と判明。計画策定における、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を定める際の参考とした。
- 個別施設計画の策定に際しても、取得年度や面積データなど固定資産台帳の掲載項目を、計画に反映。

図表 施設老朽化比率

大分類	中分類	施設数	100%	80%以上	60%以上	40%以上	20%以上	20%未満	平均比率
市民文化施設	文化施設	2	0	1	0	0	1	0	53.7%
社会教育施設	公民館	6	0	1	4	0	1	0	67.3%
	図書館	1	0	0	0	1	0	0	58.3%
	その他社会教育施設	3	0	1	2	0	0	0	73.1%
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	17	1	2	6	4	1	3	36.1%
	レクリエーション施設	3	2	1	0	0	0	0	84.8%
産業系施設	産業系施設	8	0	1	2	3	2	0	39.0%
	観光系施設	14	6	0	3	0	3	2	50.7%
学校教育施設	小学校	10	0	1	6	0	3	0	54.1%
	中学校	5	0	2	3	0	0	0	82.2%
	その他教育施設	1	0	0	0	0	1	0	32.5%
子育て支援施設	保育所	2	1	1	0	0	0	0	85.9%
	児童保育	1	1	0	0	0	0	0	100.0%
福祉保健施設	福祉保健施設	5	1	0	1	0	2	1	35.8%
	庁舎等	2	0	1	1	0	0	0	80.1%
行政系施設	消防施設	25	14	2	5	1	1	2	77.6%
	その他行政系施設	11	1	3	3	1	1	2	60.7%
公営住宅等	公営住宅等	19	3	7	3	5	0	1	50.5%
その他	供給処理施設	5	0	1	0	3	0	1	74.9%
	その他	4	1	0	0	2	0	1	30.0%
比率			21.5%	17.4%	27.1%	13.9%	11.1%	9.0%	市全体
合計		144	31	25	39	20	16	13	52.8%

出典：「平成26年度固定資産台帳」

島原市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）より抜粋



効果等

- 固定資産台帳のデータをもとに算出した老朽化比率などの客観的なデータを踏まえつつ、各施設の整備方針を検討することが可能となる。計画に定めた方針に基づき、公営住宅等の取り壊しを実施。
- 引き続き、施設の長寿命化や統廃合、PPP/PFIなどの民間活力の活用などを検討し、住民ニーズに対応した効率的な管理の実現を目指す。

固定資産台帳を活用した公共施設の個別分析（新潟県糸魚川市）

事例概要

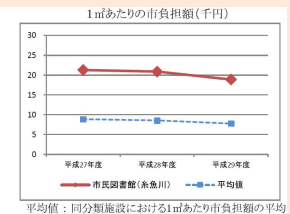
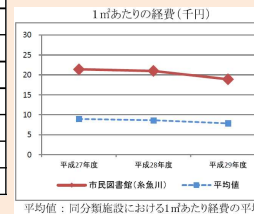
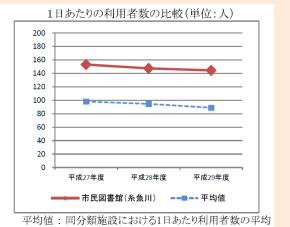
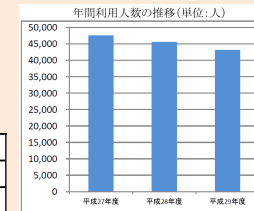
- 公共施設等総合管理計画を策定後、個別施設計画の策定に併せて、各施設の状況や今後の方針の検証ツールとして「施設カルテ」を作成。施設カルテにおいては、固定資産台帳のデータを活用して、老朽化率と施設の利用状況を用いてマトリクス分析を実施。

取組内容

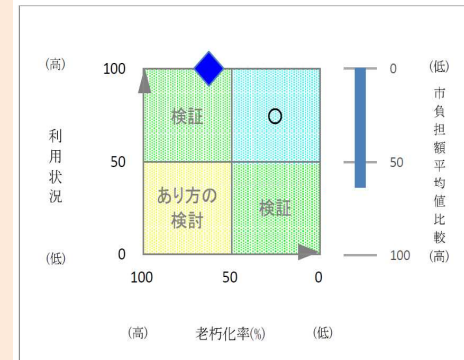
- 公共施設等総合管理計画を作成（平成28年3月）後、平成29年度から令和元年度にかけて個別施設計画を策定するのに併せて、個別施設計画の策定対象施設のうち、施設評価を行うべき施設について、関係部署と協議の上で、対象施設を決定し、平成30年度に「施設カルテ」を作成。
- 施設カルテ作成の際に、固定資産台帳のデータから、各施設の面積や構造などの施設の諸元を引用。また、減価償却累計額を用いて、老朽化率を算出し、施設の利用状況と組み合わせ、マトリクス分析を実施。
- 施設カルテの作成作業においては、施設担当課において、利用人数や経常経費等の基本情報を入力し、財政課において、マトリクス図の「利用状況」・「老朽化率」の算出をはじめ、全体調整を行った上で、作成。
- 自動的に算出された評価結果を基に、施設所管課による一次評価を行い、庁内に設置したマネジメントグループによる二次評価を実施しているところ。
- 今後の施設の統廃合・用途廃止に向けて、引き続き評価を継続し、評価内容を総合管理計画や個別施設計画の改訂の際に反映予定。

施設カルテのイメージ
（糸魚川市施設カルテより抜粋
（平成30年度））

所在地	一の宮1丁目2-3
全体面積(㎡)	13,387.00
市有面積(㎡)	13,363.86
借地面積(㎡)	23.14
構造	鉄筋コンクリート造
階数	3
建築年(西暦)	1981
法定耐用年数(年)	50
経過年数(年)	37
差引年数	13
延床面積(㎡)の合計	1,566.01



利用状況・老朽化率(%)、市負担額平均値比較(平成29年度)



【左図の説明】

- ・利用状況と老朽化率により、施設の状況を示しています。「**◆**」の位置によって、施設の管理運営方法の検証や、今後のあり方を検討する予定です。
- ・隣の棒グラフは、同分類施設における1㎡あたりの市負担額の平均値を「50」とした際の比較数値であり、コストの状況を示しています。

マトリクス図による分析
（糸魚川市施設カルテより抜粋
（平成30年度））

効果等

- 公共施設マネジメントを行う上で、固定資産台帳のデータをはじめとする各データを用いて「施設カルテ」による分析を行うことにより、客観的な評価が可能となり、評価結果を基にした改善・見直しにつなげることができる。